一般社団法人東京都病院薬剤師会会長 殿

東京都保健医療局健康安全部長 (公印省略)

「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」等の送付について

日頃から、東京都の保健医療行政に御協力いただきありがとうございます。 今般、標記の件について以下のとおり、通知及び事務連絡がありました。 つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。 なお、下記に記載する当課のホームページに、別添通知等を掲示済みであることを申し添えます。

記

【通知】

- ・第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について(令和7年1月10日付医薬発0110第2号)
- ・大麻草に含まれる Δ9-THC の分析法の例示について (令和7年1月10日付医薬監麻発0110第5号)
- ・第二種大麻草採取栽培者免許申請の審査について(令和7年1月14日付医薬監麻発0114第3号)
- ・大麻草研究栽培者免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について (令和7年1月14日付医薬監麻発0114第5号)
- ・第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について (令和7年1月14日付医薬監麻発0114第6号)
- ・大麻草の加工許可申請の審査基準について(令和7年1月14日付医薬監麻発0114第8号)

【事務連絡】

- ・第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に係る質疑応答について (令和7年1月10日付事務連絡)
- ・「大麻取扱いの手引き (第一種大麻草採取栽培者向け)」の改訂について (訂正) (令和7年1月24日付事務連絡)

【当課ホームページアドレス】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/taitorihoukaisei

<担当>

 $\mp 163 - 8001$

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎30階北側

東京都保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当

電話番号: 03-5320-4505 (直通)

医 薬 発 0110 第 2 号 令 和 7 年 1 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長(公印省略)

第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について

今般、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、令和7年3月1日から大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下「法」という。)第2条第4項の規定に基づき、大麻草から製造される製品の原材料を採取する目的で大麻草を栽培する「第一種大麻草採取栽培者」が新たな免許区分として規定されるところ、当該免許については、法第5条第1項の規定により都道府県知事免許とされているところです。

この度、当該免許の審査業務その他法の運用について公平を期するとともに 免許業務の円滑な運営を図るため、審査基準を定める上での参考事項等をまと めましたので業務のご参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 審查基準

1 栽培目的等の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること

【考え方】

大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請に対して免許を与えることは想定しておらず、栽培目的等の妥当性に係る基準が必要である。

事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上の大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程が事業計画として明確かつ実現可能となっている必要がある。

2 栽培管理

ア 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること

【考え方】

不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の場所及び面積が事業計画の達成にとって適切なものである必要がある。

例えば、①栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること、②原則として栽培の面積が1アール(100 ㎡)以上であること等を求めることが考えられる。

イ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること

【考え方】

所有する大麻の滅失等の事故を防止するため、適正に大麻草の栽培や 保管を管理できる必要がある。

ウ 適正に保管できる施設を備えていること

【考え方】

栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持出し許可が必要になる。

エ 管理体制が適切なものであること

【考え方】

例えば、①日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること、②法人 又は団体である場合(自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる 場合を含む。以下同じ。)は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責 任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が 密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保し ていることを求めることが考えられる。

オ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻 草の種子等を用いて栽培することが明らかであること

【考え方】

特に前年において免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないか確認する必要がある。

また、 Δ 9 - THC の濃度基準値を超えない大麻草の栽培であることを担保するためには、免許を与える際に播種する大麻草の Δ 9 - THC 濃度を書類等で確認する必要がある。

なお、播種する予定の大麻草のデータが古い等、濃度基準値を超えない 大麻草であるかどうかの明確な判断が困難な場合は、免許交付後、入手し た当該大麻草の種子を分析機関に人工光下で栽培させたものを検査させ、 濃度基準値以下であることを確認した後、栽培を開始させる等の条件を 免許に付すことが考えられる。

カ 必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること

【考え方】

近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する(し得る)場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合に交雑防止措置をとる必要があるか検討し、当該措置をとる必要がある場合には、他の栽培者の栽培地と一定の距離が取られているか、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受けているか、これらの措置をとることが難しい場合にはビニル

ハウス等を設置すること等による交雑防止措置をとっているか(とるか) 等を確認するものとする。

3 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること

【考え方】

第一種大麻草採取栽培者が栽培できる大麻草は、 Δ 9-THCの含有量が低い品種に限られていることに鑑み、設備等の措置が必要な場合であっても一般農作物の盗難防止対策を超えるような著しく合理性を欠く義務を課さないこと。

大麻草には、多寡に差はあるものの THC 類が含まれていることを念頭に、必要に応じ、下記に例示するような大麻草の盗難防止対策を講ずる必要がある。

その際、改正法第2条による改正前の法においては、大麻草採取栽培者が栽培する大麻草の Δ 9 — THC 濃度の定めがないことから、堅牢な高い柵等を設けるといった厳格な栽培管理がなされていたが、改正法施行後においては第一種大麻草採取栽培者が栽培可能な大麻草が Δ 9 — THC の含有量が低い品種に限られていることで濫用の危険性が減じられていることから、柵等の措置をとることを義務付けることは不要とし、栽培地のおかれている状況(昔から栽培されておりその地域に大麻草があることに違和感がない、これまでも地域で盗難がないよう監視されている、栽培する品種が極めて低濃度で盗難の危険性が低い、栽培地や施設で盗難等が発生した際に栽培者がすぐに駆けつけられるところに常駐している)等を勘案し、どの程度の盗難防止対策が必要か個別具体的に判断するべきであると考えられる。

例えば、Δ9-THC 濃度が低い大麻草を栽培していることを前提として、

- ① 人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場合には、柵を設けずに、注意喚起の看板を設置することや、定期的に見回りを実施することに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完することが考えられる。
- ② 地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われている等、不審な外部者の栽培地への立入りが困難な場合にも、柵の設置等の措置は必要ないと考えられる。
- ③ 上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の 犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状 況に応じた盗難防止対策を検討すること。盗難防止のための措置をと る場合であっても、一般的な農作物の盗難防止対策として実施してい る一般的な方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討すること。

第2 その他

第1の審査基準に基づいて、免許を付与するに当たっては、以下のような条件を付すことが考えられる。

- 1 行政への報告、行政による立入り等の監視指導に対応・協力すること。
- 2 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、 その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長すること につながるような宣伝や広告等を行わないこと。
- 3 使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に 当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下の ものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認した ものを播種すること。

以上

各都道府県衛生主管部(局)長 殿 各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)長 殿

> 医 薬 局 監視指導・麻薬対策課長 (公 印 省 略)

大麻草に含まれる A9-THC の分析法の例示について

令和7年3月1日に施行される大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)により、大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下「法」という。)において、栽培目的に応じた免許区分が新たに設けられた。大麻草から製造される製品の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の栽培の規制に関する法律施行令(令和6年政令第282号)において、Δ9-THCの含有量が0.3%(以下、「上限値」という。)を超えない大麻草のみ栽培が認められている。

今後、法の適切な運用のため、大麻草中の $\Delta 9$ -THC の含有量の正確な把握が求められるところ、今般、上限値以下であることを担保しうる分析法を検討し、別添のとおり、大麻草の分析法を示すので、分析に際しての参考にするとともに、関係者への周知についてご配意方お願いする。

なお、別添で示すものは分析法の例示であり、他の分析法等を適用することを妨げるも のではない。

記

1 概要

本通知で示す分析法は、上限値以下であることを担保しうる液体クロマトグラフ-質量分析計(LC-MS)、液体クロマトグラフ-トリプル四重極質量分析計(LC-MS/MS)を用いた標準的な大麻草中の Δ^9 -THC 分析法の一例である。分析は、下記の大麻草の試料の部位及び分析対象化合物で実施する。なお、他の分析法を適用することも可能であるが、大麻草のサンプリング部位及び分析対象化合物については、いずれの分析においても同様の取扱いとする。

(1) 大麻草の試料の部位

原則的に、雌株の頭頂部の花穂を含む上部 25 cm 程度の部位とする。 例外やサンプリング手法の詳細については、別添1.(1)のとおり。

(2) 分析対象化合物

- ① 6a, 7, 8, 10a 7 + 9 + 10a +
- ② 6 a , 7 , 8 , 1 0 a ーテトラヒドロー1ーヒドロキシー6 , 6 , 9ートリメチルー3ーペンチルー6 Hージベンゾ [b , d] ピランー2ーカルボン酸 (通称: Δ 9-THCA-A)
- ※ Δ 9-THCA-A は、化学的変化(脱炭酸)により容易に Δ 9-THC を生成することから、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令(平成2年政令第238号)において、麻薬とみなして法の規定を適用する物として指定されている。栽培中の大麻草においては、主に Δ 9-THCA-A の状態で存在していることが判明しているところ、上限値は、 Δ 9-THC の量と Δ 9-THCA-A を Δ 9-THC に換算した量の総量とする。

 Δ 9-THCA-A Δ 9-THC

2 備考

今般示す分析法は、1. 大麻草分析試料のサンプリング手法、2. 大麻草の分析手法、及び3. 大麻草の人工光下での栽培をそれぞれ示したものであり、1から3までの手法について同一の機関で実施することを求めるものではない。

また、分析法の妥当性を確認する必要がある場合には、参考文献1に記載されたもの 等を参考にすることを推奨する。

(別添)

1. 大麻草分析試料のサンプリング手法

(1) 大麻草の試料の部位

分析に供する試料については、1つの圃場につき、偏在しない箇所から無作為に5つ採取する(1つの圃場に複数の品種が栽培されている場合は、その品種ごとに5つ採取する。)。

なお、明らかに他の大麻草と外観等(草丈、色、各部位の大きさ、匂い等)が異なるものがある場合は、当該大麻草を個別に採取する。

分析用の大麻草の試料の部位は、屋外栽培の場合においては、大麻草における Δ^9 -THC の含量の偏在を踏まえ、一般的に Δ^9 -THC (Δ^9 -THC 及び Δ^9 -THCA-A の総和をいう。 2 を除き、以下同じ。)量が多い雌株の頭頂部の花穂を含む上部 25 cm 程度の部位とするが、雌雄の判別がつかない未成熟な段階で栽培を終了する場合や雌雄同株の栽培を行う場合等、雌株のサンプリングが困難な場合については、頭頂部を含む上部 25 cm 程度の部位とする。また、サンプリングする際に茎は除去するが、葉柄は含めるものとする。花穂を含む試料の場合は、長さが 2 cm 以上の葉であって花穂中に入り組んだもの及び種子は極力除く。

また、人工光による環境制御下で栽培した大麻草については、播種後、長日条件(明期 16 時間~18 時間)環境下で成長させ、短日処理(明期 12 時間)して花芽を誘導させたものをサンプリングする。これらの試料については、草丈が 25 cm 未満であれば、その全てを分析に供す。ただし、草丈が25 cm を超える場合は屋外栽培のサンプリングと同様に行う。

(2) 大麻草試料の乾燥及び保存方法

サンプリングした大麻草試料は、可能な限り乾燥させる必要がある。分析前においては、予備乾燥として、 Δ^9 -THCの分解を避けるために冷暗所に保管し、数日間自然乾燥させる。試料が大量である場合は、緩和な温度である 40° Cで 3 日間程度の機械乾燥が可能であるが、それ以上の温度での乾燥は行わない。予備乾燥した試料の保管は、当該試料を紙袋に入れた上、デシケーターに当該紙袋と乾燥剤とともに入れることにより行う。また、上記方法により予備乾燥を行った試料の粉砕を行う場合には、粉砕前に一昼夜間の真空乾燥を行うこと等により、内部の水分を十分に除去する。

2. 大麻草の分析手法

(1) 分析対象化合物

 Δ^9 -THC 含量は、 Δ^9 -THC と Δ^9 -THCA-A の総和で示す。

総 Δ^9 -THC、%(w/w) = Δ^9 -THC + (Δ^9 -THCA-A \times 0.877)

Chemical Formula:
$$C_{22}H_{30}O_{4}$$
Molecular Weight: 358.47800

$$\Delta^{9}\text{-THCA-A}$$

Chemical Formula: $C_{21}H_{30}O_{2}$
Molecular Weight: 314.46900
$$\Delta^{9}\text{-THC}$$

図1. 大麻草の分析に用いる標準化合物

(2)標準溶液の調製

上記 2 化合物について、それぞれをメタノールで希釈して標準混合ストックメタノール溶液として $10 \, \mu g/mL$ を最初に調製する。これを更にメタノールで希釈して計 5 種類(0.5、1.0、2.5、5.0、 $10.0 \, \mu g/mL$)の濃度の標準混合溶液を調製する。作成した標準混合溶液は -20° Cで保管する。

検量線を作成し、R²が 0.995 以上の濃度範囲で測定を行う。

(3)抽出方法

①試料の粉砕

1つの圃場から採取し乾燥させた5つの大麻草試料(明らかに他の大麻草と外観が異なる大麻草であるとして採取された試料については、その全数)から、ボールミルやビーズショッカー等の粉砕機を用いて粒径1mm以下に均質化した粉末試料をそれぞれ作成する。試料量が少ない場合は、フィンガーマッシャー等を利用する。なお、粉末試料は、デシケーター中で室温保存し、残存水分を除去する。

均質化した全ての粉末試料を等量混合し、以下に用いる。

②抽出手順

- i) 等量混合した試料から 0.50 g を 50 mL 遠沈管に量り取る。
- ii) 20 mL のエタノールを加え、よく混合した後に 30 分間振とうする。
- iii) 遠沈管を 3000×g 以上で 5 分間遠心分離し、その上清をろ過、あるいはパスツールピペットで採取して 50 mL メスフラスコに入れる。
- iv) ろ紙上の試料を 50 mL の遠沈管に戻し、ii) とiii) の操作を繰り返し、同様の抽出液の上清をiii) と同じ 50 mL メスフラスコに採取する。
- v) メスフラスコをエタノールで50 mL にメスアップする。
- vi) $0.22~\mu$ m PTFE シリンジフィルターを取り付けたプラスチックシリンジで抽出液 3 mL をろ過し、15 mL の遠心管に入れる。
- vii) 抽出液を メタノール で 10 倍及び 100 倍に希釈する。

viii)希釈抽出液を LCMS 用バイアルに移し分析する。

(4) 分析定量法

LC条件を以下に示す。なお、方法1,2はそれぞれ参考文献1,2によるものであり、両者に大きな違いはない。

表1. LC の分析条件

	方法 1 1)				方法 2 2)					
使用カラム	Supelco Ascentis Express C18, 2.0μ m,				Waters UHPLC HSS, 1.6 μ m, 150 x					
	150 x 2.1	mm			2.1 mm or equivalent					
カラム温度	25°C				40°C					
移動相 A	20 mM ≥	20 mM ギ酸アンモニウム水溶液, pH3.2				0.1% ギ酸+ 20 mM ギ酸アンモニウム				
移動相 B	100% ア	100% アセトニトリル				0.1% ギ酸 in アセトニトリル				
グラジエント	時間(分)	A 濃度%	B 濃度%	mL/min	時間(分)	A 濃度%	B 濃度%	mL/min		
条件	0.00	40	60	0.4	0.00	35	65	0.4		
	12.00	5	95	0.4	2.50	23	77	0.4		
	12.01	5	95	0.6	8.50	23	77	0.4		
	14.00	5	95	0.6	10.50	10	90	0.4		
	14.01	40	60	0.4	11.00	10	90	0.4		
	16.00	40	60	0.4	12.50	35	65	0.4		
					16.00	35	65	0.4		
オートサンプ	10°C				記載なし					
ラー温度										
注入量	3 μL				5 μL					

※参考文献 1 及び 2 には、UHPLC による UV 検出 (240nm) での検出方法も記載されている。

①LC-MS による分析条件

四重極飛行時間型質量分析計(Q-TOF)や Orbitrap 質量分析計等の FT-MS による Extracted ion chromatogram (XIC, EIC)を用いて、対象とする化合物の定量が可能である。

使用機器: ESI-Orbitrap Elite (Thermo Fischer Scientific)

LC条件:表の方法1による。ただし注入量は $1.0 \mu L$ で行った。

MS 条件: ESI プローブを用い、positive mode で行う。

Source Heater Temperature: 450°C

Capillary temperature: 230°C Ion Spray Voltage: 2.97kV Sheath Gas Flow Rate: 50 Aux Gas Flow Rate: 15

データ処理:

Smoothing: Gaussian: 15 points

Mass tolerance: 5.0 mmu

XIC 設定例: Δ9-THC m/z 315.22992, Δ9-THCA-A m/z 359.21976

②LC-MS/MS による分析条件

トリプル四重極型質量分析計(Q-q-Q)を用いた multiple monitoring reaction (MRM)法を適用することができる。MRM 法の分析条件の例を以下に示す。

機 種:島津 LCMS-8045 (トリプル四重極)

使用カラム: SUPELCO Ascentis Express C18 2.1mm x 10cm, 2 μ m

カラム温度: 25℃

オートサンプラークーラー: 10° C

溶媒 A: 20 mM ギ酸アンモニウム (ギ酸で pH 3.2 に調整)

溶媒 B: アセトニトリル

注入量:1.0 μL

グラジエント条件:

時間(min)	流量(mL/min)	A 濃度(%)	B 濃度(%)
0.00	0.4	40.0	60.0
9.60	0.4	12.0	88.0
9.70	0.6	5.0	95.0
10.70	0.6	5.0	95.0
10.71	0.4	40.0	60.0
13.70	0.4	40.0	60.0

表 2. 大麻草分析の MRM 設定の例

化合物名	プリカーサー	プロダクト	+/-	Dwell	スキャン時間	スキャン時間	Q1 pre	CE	Q3 pre	イベント
	イオン	イオン		time	開始	終了	vias		vias (V)	時間
	m/z	m/z		(msec)	(min)	(min)	(V)			
Δ ⁹ -THC	315.10	193.10	+	95.0	6.80	8.80	-16.0	-21.0	-19.0	0.196
	315.10	122.95	+	95.0	6.80	8.80	-16.0	-35.0	-20.0	0.196
THCA-A	357.10	313.20	-	95.0	7.20	9.20	13.0	24.0	21.0	0.196
	357.10	245.25	-	95.0	7.20	9.20	130	32.0	17.0	0.196

Q1 分解能 unit、 Q3 分解能 low

インターフェース:ESI

ネブライザーガス流量:3 L / minヒーティングガス流量:8 L / minインターフェース温度: $330 \, ^{\circ} \! C$

脱溶媒温度:526℃

DL 温度:250℃

ヒートブロック温度:400℃

フィライングガス流量:12 L/min

3. 大麻草の人工光下での栽培

大麻草の Δ^9 -THC 含量は発芽前の種子の段階では判断ができないため、人工光下において発芽させ短日処理により花芽形成を促して出現した花穂をサンプリングし、 Δ^9 -THC 含量を測定する必要がある。ここで示すものは、大麻草試料を採取するための閉鎖系環境下(グロースチャンバー、人工気象器

なお、サンプリングは前述1と同様、雌株を基本とするが、採取数は必ずしも5つである必要はない。ただし、複数採取することが望ましい。また、雌株の栽培が困難な場合も、前述1と同様のものとする。

① 材料

大麻草種子

② 播種用資材の準備

用土は育苗に適したものを選択する。直径 7.5 cm のポリポットに育苗用培養土を充填し、底面潅水トレーに設置する。底面潅水トレーにオーバーフローするまで水を供給し培養土を十分に湿らせておく。

③ 温度、湿度、照明の設定

育苗は温度 25℃、相対湿度は 60%で維持する。

等)における、種子からの迅速な育成方法の一例である。

LED 等の光源を用い、光合成光量子東密度(photosynthetic photon flux density: PPFD)は、栽培棚上 30cm にて約 $660\,\mu$ mol/㎡・s、栽培棚上 10cm にて約 $600\,\mu$ mol/㎡・s の下、明期 $16{\sim}18$ 時間で行う。また、本葉が第 $8{\sim}12$ 対まで展開した時点で、明期を 12 時間の短日条件に変更し、開花を誘導する。

④ 播種

湿らせた育苗用培土の中央に軽くくぼみを付け、種子1粒を置床する。その上に薄く覆土を行う。

⑤ 育苗、移植

温度 25℃、相対湿度 60%、明期 16 時間で大麻草を種子から育苗した場合、播種 4 日後までに発芽(子葉展開)がほぼ完了する。播種 4 週間後に本葉(対生葉)が第 6~第 8 対に生育するので、培養土を充填した直径 18 cm、高さ 16 cm 程度の植物鉢(不織布ポット等)に移植する。

6 潅水

育苗期(ポット移植前)の潅水は底面潅水によって行う。底面潅水トレーによる潅水が困難な場合は、適宜潅水を行う。ポット移植後は、上面の土が乾かない程度に適宜潅水を行う。

(7) 施肥

播種 1 週間後に、底面潅水トレー(容量約 5 L)にマグァンプ K 中粒(ハイポネックスジャパン)を 5 g 施用する。ポット移植 1 週間後より、ハイポネックス微粉(6.5-6-19, ハイポネックスジャパン)(1 g/L)を週 1 回、株あたり 250 mL 散布する。

⑧ 開花誘導

短日条件下で開花を誘導するため、播種 6~8 週間後(移植 2~4 週間後)に本葉が第 8~12 対まで生育した時点で、照明を明期 16~18 時間から明期 12 時間の短日条件に変更する。短日条件変更約 8 日後に雄花の形成が、短日条件変更約 12 日後に雌花の形成が確認され、この時点で雌雄の判別が可能となる。その後、約 4 日後(短日条件変更約 16 日後)に雌花の開花が認められる(白い糸状の雌蕊が確認される。)。

以上のように、上記栽培条件で大麻草を育成した場合、播種から約9週間後に雄花の花穂が形成され、約10週間後に雌花の花穂が形成されるため、その後、随時サンプリングを実施する。 ただし、上記はあくまでも一例であり、大麻草の生育条件(温度、明期の長さ、期間等)、花芽誘導条件(温度、短日条件、期間等)は系統及び品種により異なる場合がある。

参考文献

- AOAC Official Method 2018.11 Quantitation of Cannabinoids in Cannabis Dried Plant Materials, Concentrates, and Oils. Liquid Chromatography -Diode Array Detection Technique with Optional Mass Spectrometric Detection. First Action 2018, (First Action 2018.11 J. AOAC Int. 102(6):1822-1833 (2019))
- 2. UNODC, Recommended methods for the identification and analysis of cannabis and cannabis products (2009)

事 務 連 絡 令和7年1月10日

各都道府県薬務衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬局 監視指導·麻薬対策課

第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に係る質疑応答について

第一種大麻草採取栽培者の免許事務については、「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」(令和7年1月10日付け医薬発0110第2号厚生労働省医薬局長通知)が発出されたところですが、今般、当該通知に係る質疑応答を、添付のとおり策定しましたので、免許申請審査の際にご活用いただくようお願いします。

第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に関する質疑応答

【栽培目的】

- Q1 栽培目的の適切性についてどのように判断すればよいか。
 - A 麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品(飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料)の原材料を採取することを目的としていることを確認すること。

「第1審査基準 1栽培目的当の妥当性【考え方】」に記載のとおり、 単なる趣味・嗜好に基づく申請は認められない。

【大麻草栽培規制法第2条第4項、大麻草栽培規制法施行規則第1条】

- Q2 事業計画の適切性はどのように判断すればよいか。
 - A 栽培から製品の供給に至るまでの全ての過程が明確になっていること、その過程に不正な点がないこと、実現可能なものであることを確認すること。

栽培については、播種する大麻草の種子の量、栽培方法、見込まれる 大麻草の収穫量を確認すること。

製品の製造については、収穫した大麻草等を加工し、最終製品が製造される過程が記載されているか確認すること。

供給については、販売の方法、需要の見込みがあること、不特定多数 への販売ではない場合は譲渡先の目処が立っていることなどを確認す ること。

【大麻草栽培規制法施行規則第1条】

- Q3 事業計画に加工が含まれている場合、事業計画書において大麻草の 加工過程や加工設備等の資料の提出を求めているが、加工許可は、麻 薬取締部が審査するものではないか。
 - A 加工過程の適切性については加工許可の際に地方厚生(支)局麻薬取締部で審査することとなるが、第一種大麻草採取栽培者がどのような過程で製品を製造するかについて把握することは必要である。そのため、事業計画の適切性審査の段階でも、当該資料を提出させた上、情報共有の観点から管轄の地方厚生(支)局麻薬取締部にも連絡させ、相談するよう指導すること。

【大麻草栽培規制法施行規則第1条】

- Q4 Q2の譲渡先の目処について、どの程度具体的に定まっている必要があるか。
 - A 契約締結に至る必要はなく、申請時点で予定されている販売先、販売量、販売価格等を具体的に確認すること。

【大麻草栽培規制法施行規則第1条】

【栽培管理】

- Q5 栽培地の場所及び面積が適切かはどのように判断すればよいか。
 - A 事業計画の収穫見込み量などに照らし、事業計画を達成する上で過 不足ないものであることを確認すること。
- Q6 事務作業スペースとは何か。なぜ事務作業スペースの分離が必要なのか。
 - A 事務作業スペースとは、大麻の保管施設とは別に帳簿の記載等、大麻 を取り扱わない業務を行うスペースのことをいう。 栽培地と事務作業 スペース等の分離は、採取した大麻が、事務作業中に備品に紛れて紛失 する等の事故を防ぐために設置を求めている。
- Q7 栽培地や保管施設等と事務作業スペースは、どの程度分離していればよいか。
 - A 栽培地等と事務作業スペースの分離は、採取した大麻が事務作業中に備品に紛れて紛失する等の事故等を防ぐために必要なものであり、 栽培地等と事務作業スペースの間は、壁や扉等により明確に分離する 必要がある。
- Q8 栽培地の一角を区切って事務作業スペースとしてよいか。
 - A 壁や扉等により、明確に分離されているのであれば、問題ないと考える。
- Q9 栽培地内に保管設備を設置してもよいか。
 - A 保管設備は、「大麻を業務上取り扱う事務所」内に設置する必要がある。このため、栽培地内に「大麻を業務上取り扱う事務所」があれば、 その中に保管設備を設置することは可能である。
- Q10 大麻草の栽培にあたり補助者を置いてもよいか。

- A 補助者を置くことは可能である。ただし、大麻草の栽培管理は栽培者 自身が行う必要がある。
- Q11 栽培地が広大で栽培者が1人の場合、管理体制として問題ないか。
 - A 免許審査の段階で事業計画をよく確認し、1人で管理できないよう な体制であれば、補助者を雇うなど適切な措置を講じるよう業務管理 体制に関する申請内容の修正を指示すること。
- Q12 栽培地が自宅から遠距離に位置する場合、監視カメラ等で栽培地の 監視を行うことができれば、管理体制は問題ないと判断してよいか。
 - A 大麻草の栽培については、栽培者自身が、実地に管理することが必要で、問のような状況(栽培地が自宅や事務所から遠距離に位置する。) での免許は想定していない。

「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従に行うことを意味し、栽培業務の常勤であることが必要である。

ただし、「実地に管理」には、栽培者の不在の間、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラ等栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含むものと考える。

- Q13 第一種大麻草採取栽培者は、専ら補助者に栽培を任せることはできるか。
 - A 大麻草の栽培については、第一種大麻草採取栽培者自身が、Q12の とおり、実地に管理できる状況にあることが必要である。

したがって、第一種大麻草採取栽培者自身が実地に管理せずに、専ら補助者に栽培管理を行わせることはできない。

また、第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合は、役員又は従 業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培することがで きる。

- Q14 Q12 に関して、第一種大麻草採取栽培者免許を法人又は団体で取得する場合、栽培に従事する者を栽培地付近に居住させるなど、常駐させることで、管理体制は問題ないと判断してよいか。
 - A 免許者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員などのうち、栽培に 従事する者が実地に管理することになるため、栽培に従事する者が栽 培地付近に居住することにより、実地に管理することができれば問題

- Q15 法人又は団体による栽培の場合、申請書の「業務管理体制」にどのような内容を要求するべきか。
 - A 「2栽培管理 工管理体制が適切なものであること【考え方】」に示されているとおり、
 - ・栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担が明確であり、 それを総括する者がいること
 - ・各過程の連携、相互チェックにより大麻の横流し等の防止の措置がなされていること、

が満たされているか確認すること。

- Q16 大麻草の種子の入手先の確認にはどのような資料を求めればよいか。
 - A 種子の譲渡受に係る契約書、種子を外国から輸入する際に相手方が 発行する品種を証明する書類等が考えられる。
- Q17 申請者から近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する(し得る) か問い合わせがあった場合、どのように回答すればよいか。また、野 生種が発生している地域かどうか問い合わせがあった場合、どのよう に回答すればよいか。
 - A 地方厚生局麻薬取締部と情報共有の上、別の大麻草栽培者の有無のみを回答すること。野生種については、栽培候補地の周囲 5 k m (※)における、過去 3 年間の自生大麻の通報、抜去状況等を参考に回答すること。
 - (※) 欧州連合官報 COUNCIL DIRECTIVE 2002/57/EC of 13 June 2002 on the marketing of seed of oil and fibre plants
- Q18 交雑を避けるため他の栽培者の栽培地と一定の距離を取ることと されているが、具体的にはどのくらいの距離をとるよう指導すべき か。
 - A 大麻草の花粉が、約5キロメートル飛散するとの調査結果(Q17(※) 参照)もあることから、この程度の距離を取ることが望まれる。十分な

距離が取れない場合は、ビニルハウスなどの屋内栽培について推奨されたい。

- Q19 他の大麻草栽培者の栽培地近隣を栽培地としたい者がいた場合、交雑防止措置は、どちらに措置をとらせるべきか。
 - A すでに免許を有する大麻草栽培者に対し、新たな交雑防止措置をとらせることとする場合、近隣で申請があるたびに免許者がその対応を迫られることとなり、免許者の負担が過度に大きくなること等から、申請者に交雑防止措置をとらせることを原則と考える。
- Q20 栽培地周辺に野生種が発生している可能性がある場合、交雑防止の ためビニルハウス内や屋内で栽培すること等を免許の条件としてよ いか。
 - A 差し支えない。

その他に

- ・自家増殖した種子を用いない
- ・種子採取用の大麻草のみビニルハウス内で栽培させる

等の措置を免許の条件とする、又は栽培地の再検討を促すこと等が考えられる。

【盗難防止対策】

- Q21 一般の農作物と同程度の盗難防止対策としてはどのようなものがあるか。
- A 以下のようなものが考えられる。
 - ・ネット、簡易な柵を設置する
 - •「盗難注意」、「立入禁止」等の看板を設置する
 - 防犯カメラ、センサーライト、防犯ブザー等を設置する
 - ・通行人から見える位置に「防犯カメラ作動中」等のステッカーや 看板を設置する
 - ・定期的に巡回する
- Q22 一般の農作物の場合は盗難防止対策を実施しないこともあり得るが、大麻草について盗難防止対策を要求しないことは可能か。
 - A 大麻草は一般の農作物と異なり、健康被害が生じ得るものであるため、一切の盗難防止対策を取らないことは妥当ではなく、【考え方】やQ21にあるような何らかの盗難防止対策をとらせること。

【その他】

- Q23 栽培地が住宅密集地である免許申請に対して、免許を与えても問題ないか。
 - A 周辺環境に鑑み、屋内栽培等、十分な管理体制や盗難防止措置がとられていると判断できれば免許を与えて問題ない。

ただし、例えば、周辺環境に影響を及ぼし得る焼却による廃棄については、管轄する自治体に相談させ、その指導内容に従うよう促すこと等を検討すること。

医薬監麻発 0114 第 3 号 令 和 7 年 1 月 14 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課長 (公印省略)

第二種大麻草採取栽培者免許申請の審査について

令和7年3月1日に一部が施行される大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)における医薬品の原料を採取する目的で大麻草を栽培する第二種大麻草採取栽培者免許申請の審査について、各地方厚生(支)局長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、内容を御了知の上、適宜、各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)と連携して、関係者の指導をお願いします。

医 薬 発 0114 第 2 号 令 和 7 年 1 月 14 日

各地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省医薬局長(公印省略)

第二種大麻草採取栽培者免許申請の審査について

令和7年3月1日に一部が施行される大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)により、大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下「法」という。)第2条第5項において、医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する第二種大麻草採取栽培者が、新たな免許区分として規定される。

当該免許については、法第13条第1項により厚生労働大臣の免許としており、 その申請について、地方厚生(支)局長を経由して行うこととしているところで ある。

これを踏まえ、当該免許の審査業務その他の法の運用について公平を期すと ともに円滑な運営を図るため、下記のとおり審査基準を定めたので、格別の御配 意を願いたい。

記

第1 審查基準

1 栽培目的等の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること

【考え方】

第二種大麻草採取栽培者による大麻草の栽培は、医薬品の原料として利用される高濃度の Δ 9-THC を含有し得る大麻草の栽培を認めるものであり、医薬品の原料としての適正供給が可能であること、また、その事業の過程で濫用の危険性がないこと等、栽培目的等の妥当性に係る基準が必要である。

事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上の大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から医薬品の原料の供給までの一連の過程が事業計画として明確かつ実現可能となっている必要がある。

2 栽培管理

ア 特段の事由がない限り、屋内において栽培すること

【考え方】

第二種大麻草採取栽培者が高濃度の Δ 9-THC を含有する大麻草を栽培する場合は、他の大麻草栽培者が屋外で栽培する大麻草への交雑防止を防ぐため、屋内において栽培する必要がある。また、特段の事由としては、第一種大麻草採取栽培者が栽培することができる低濃度の Δ9-THC を含有する大麻草を専ら栽培する場合等が考えられる。

イ 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること 【考え方】

不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の場所及び面積が適切なものである必要がある。

例えば、栽培地の面積は、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること等を求めることが考えられる。

ウ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること

【考え方】

所有する大麻の滅失等の事故を防止するため、適正に大麻草の栽培や 保管を管理できる必要がある。

エ 適正に保管できる施設を備えていること

【考え方】

栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持出し許可が必要になる。

オ 管理体制が適切なものであること

【考え方】

例えば、①日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること、②法人 又は団体である場合(自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる 場合を含む。以下同じ。)は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責 任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が 密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保し ていることを求めることが考えられる。

カ 大麻草の種子等の入手先が明確であること

【考え方】

特に前年において免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないか確認する必要がある。

キ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること

【考え方】

第二種大麻草採取栽培者が Δ9-THC の含有量が低い大麻草を専ら栽培する場合において屋外での栽培を可能とするが、交雑防止対策については「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」(令和7年1月10日付け医薬発0110第2号医薬局長通知。以下「医薬局長通知」という。)の「第1 審査基準」の「2 栽培管理」に準じた措置を考慮することとする。

3 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には盗難防止対策をすること。

【考え方】

具体的には、下記のような盗難防止のための措置を組み合わせること 等が考えられる。

第二種大麻草採取栽培者は、高濃度のΔ9-THCを含有する大麻草を栽培することが想定され、屋内での栽培を原則とすることから、

- ① 栽培施設等の外部から遮蔽され、管理された屋内での栽培を行うこと
- ② 大麻草の栽培地及び施設への出入りの記録等の管理がなされること
- ③ 栽培地及び施設に警報システム、監視カメラ、記録(録画)システム等を設けるなど、常時、栽培地の監視を行うこと
- ④ 栽培する大麻草及びその種子が盗難にあうことがないよう管理体制が整備されていること(管理体制について文書化していること)
- ⑤ 大麻草の栽培地及び施設への一般人の立入りを禁止又は制限するための措置をとるとともに、当該措置に係る規則を設けていること(衣服検査、持ち物検査等の措置を実施する旨を定めていること)等の措置を考慮することとする。

また、Δ9-THCの含有量が低い大麻草を専ら栽培する場合において屋外での栽培を可能とするが、盗難防止対策については医薬局長通知の「第1 審査基準」の「3 盗難防止対策」に準じた措置を考慮することとする。

第2 その他

第1の審査基準に基づいて、免許を付与するに当たっては、以下のような条件を付すことが考えられる。

- 1 行政への報告、行政による立入り等の監視指導に対応・協力すること。
- 2 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、 その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長すること につながるような宣伝や広告等を行わないこと。

以上

医薬監麻発 0114 第 5 号 令 和 7 年 1 月 14 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬局 監視指導·麻薬対策課長 (公印省略)

大麻草研究栽培者免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について

令和7年3月1日に施行される大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)における大麻草研究栽培者に係る免許事務について、各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、内容を御了知の上、適宜、各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)と連携して、関係者の指導をお願いします。

医薬監麻発 0114 第 4 号 令 和 7 年 1 月 14 日

各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)長 殿

医 薬 局 監視指導・麻薬対策課長 (公 印 省 略)

大麻草研究栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について て(令和7年3月1日以降のもの)

令和7年3月1日、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)第2条及び第4条が施行された際、大麻草種子の取扱い、大麻草の譲渡受の相手方等について、地方厚生(支)局長に委任されている大麻草研究栽培者においても一部変更が生じることから、大麻草研究栽培者免許の申請、当該免許を受けた者の義務その他当該免許の取扱い等をまとめたものを作成しました。

令和7年3月1日以降に大麻草研究栽培者の免許を取得した者については、本通知のものが適用されますので、下記事項を御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願います。

記

- 1 大麻草研究栽培者免許証等の様式について 別添1のとおり、
 - •大麻草研究栽培者免許証【様式(1)】
 - ・大麻持出し許可書 【様式(2)】
 - ·大麻草研究栽培者名簿 【様式(3)】

を作成したので、免許事務の運用に当たり、参考とすること。

2 大麻取扱いの手引き (大麻草研究栽培者向け) について

別添2のとおり「大麻取扱いの手引き(大麻草研究栽培者向け)」(当該手引きに添付の別記様式1から9までを含む。)を策定したことから、これに基づき、免許申請者、大麻草研究栽培者等に対する指導を実施すること。

3 大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答について 別添3のとおり、「2 大麻取扱いの手引き(大麻草研究栽培者向け)」に対 応する質疑応答を作成したことから、免許事務の運用に当たり、参考とするこ と。

以上

第 一 号

大麻草研究栽培者免許証

住 所

氏 名

生年月日

大麻草の栽培の規制に関する法律第13条 第1項の規定により免許を受けた大麻草研究 栽培者であることを証明する。

令和 年 月 日

地方厚生(支)局長

令和 年 月 日から

有効期間

令和 年 月 日まで

		許	可 戛	事 項	
		栽	培	地	
栽培地の番号		位置	i L		面積(アール)
栽培均	也の数	箇所		栽培面積行 (アール	
業務 引 を 取り 事務所					
備	考				

大麻持出し許可書

第 号

住 所

大麻草研究栽培者

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった大麻持出しを、大麻草の栽培の規制に関する法律第17条第2項において準用する第11条の規定により、申請のとおり許可する。

令和 年 月 日

地方厚生(支)局長

大麻草研究栽培者名簿

①登録番号及	②住所地、氏名又は名称及	③栽培地の数、位	④業務上大麻	⑤研究目的	⑥免許に付した	⑦免許証の再交	⑧法第 17 条第 1 項におい
び登録年月日	び生年月日	置及び面積	を取り扱う事		条件	付の事由及び年	て準用する法第 12 条の3
			務所の位置			月日	第2項の規定による登録
							の抹消の事由及び年月日

別添2

大麻取扱いの手引き (大麻草研究栽培者向け) (令和7年3月1日施行版)

※ 大麻草研究栽培者免許の申請等について提出内容に不備がある場合は補正 を求められますので、本手引きに記載の内容をよくご確認の上、提出する ようにしてください。

はじめに

- 1. 令和5年12月に成立した「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)が令和6年12月12日及び令和7年3月1日の2段階に分けて施行され、各段階において大麻草の栽培に関する規制が大きく変わりますのでご注意ください。
 - この手引きにおいては、以下のように用語を略称します。
 - ・ 「旧法」とは、改正法第1条による改正後の「大麻草の栽培の規制 に関する法律」をいいます(令和6年12月12日施行)。
 - ・ 「法」とは、改正法第2条による改正後の「大麻草の栽培の規制に 関する法律」をいいます(令和7年3月1日施行)。
 - ・ 「麻向法」とは、改正法第4条による改正後の「麻薬及び向精神薬 取締法」をいいます。
 - ・ 「省令」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改 正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第1条 による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」をい います。
 - ・ 「麻向法施行規則」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法 の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する 省令第2条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」を いいます。

なお、大麻草研究栽培者に関しては、法第13条第2項又は第17条第2項において、第一種大麻草採取栽培者に関する規定が準用されています。以下に記載する法の規定は、法第13条第2項又は第17条第2項において準用されているものを含みます。

- 2. 改正法では、以下のように経過措置がとられています。
 - 法の施行の際(令和7年3月1日)に現に免許を受けている旧法の大麻草研究栽培者については、その免許の有効期間内(令和7年12月31日まで)は、法施行後もそのまま旧法の大麻草研究栽培者として扱われます。
- 3. 大麻草の種子の規制について

令和7年3月1日の改正法の施行により、発芽をさせない処理をしていない大麻草の種子(以下「発芽不能未処理種子」といいます。)の譲渡しや輸入行為等が新たに規制されます。

- (1) 大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいいます。) は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、厚生労働省令で定める方法(熱処理又は燻蒸)により当該種子が発芽しないように処理しなければなりません。ただし、他の大麻草栽培者に当該種子を譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合(熱処理又は燻蒸を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合及び大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合)は除きます。
- (2) 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合で、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けた場合でなければ、輸入することはできません。
 - ① 大麻草栽培者が輸入する場合
 - ② 発芽不能未処理種子を輸入し、熱処理又は燻蒸をする場合
- (3) このほか、保有数量などの厚生労働大臣への年間報告義務等が課されています。詳細は、以下この手引きの各項目をご確認ください。

第1 免許(「大麻草研究栽培者」になろうとする方)

(1) 免許の申請手続(法第13条第1項)

大麻草研究栽培者の免許を受けようとする方は、栽培地を管轄する地 方厚生(支)局の局長(以下「地方厚生局長」といいます。)に免許を申 請してください。

申請を行う際には、次の書類等が必要です(詳細については、各地方厚生(支)局麻薬取締部(以下「地方厚生局麻薬取締部」といいます。) にお尋ねください。)。

なお、大麻草研究栽培者は、個人による免許の取得が前提です。法人 による免許の取得はできませんので、ご注意ください。

- ① 大麻草研究栽培者免許申請書(省令別記第1号様式) 栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合には栽培地ごとにその位置と面積を追加して記載してください。
 - ※ 「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から
 - 業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称
 - 大麻草研究栽培者及び補助者の氏名や業務上の役割
 - ・ 盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応 等について記載してください。
- ② ⑦略歴を記載した書類、①住民票の写し、⑪公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他地方厚生局長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

- ※ 身分証明書又は資格証明書には、以下のようなものがあります。このほかの書類等を提出しようとするときは、申請先の 地方厚生局麻薬取締部にご相談ください。
 - マイナンバーカード
 - 運転免許証
 - 旅券(パスポート)
 - ・ 官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証 明書(写真・生年月日のあるもの)
- ③ 免許を受けようとする者が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書(別記様式1)
- ④ 免許を受けようとする者が法第5条第2項に規定する欠格事由 に該当しない旨の宣誓書(氏名部分は自署してください。)(別記 様式2)
- ⑤ 栽培地の登記事項証明書
- ⑥ 栽培地の区域を示す図面(栽培地全体が分かる図面に、栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるようにしてください。)面積は、アール換算で算出してください。
- ⑦ 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等(免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類です。屋内栽培を実施する場合は、建物の所有者から当該書類の提出を受けてください。)
- ⑧ 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項又は旧法第2条 第3項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し
- ⑨ 研究計画書
- ⑩ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真(業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設等をいいます。また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管施設と明確に分離してください。)
- (2) 免許の有効期間等(法第14条、第7条第2項)

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の 12 月 31 日まで (最長 1 年間)です。

免許証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

(3) 免許の取消し(法第12条の7第1項)

免許の取消しを受けようとするときは、次の事項を記載した「大麻草研究栽培者免許取消届」(省令別記第4号様式)に免許証を添えて、地方厚生局長に届け出てください。

- ① 免許証返納の理由及びその年月日 理由は、具体的に記載してください。
- ② 現在の大麻草の作付面積 作付面積は、アール換算で算出してください。

③ 現に所有する大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量 大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載し、数 量については品種ごとの重量を記載してください。

栽培中の大麻草の本数は、概ね 100 本を超えるような場合は、 1メートル四方における本数×作付面積として計算してください。

収穫したものは、重量(複数品種を栽培している場合には、品種ごとの重量)で計上して記載してください。

重量で記載する場合は、キログラム単位又はグラム単位で表すものとし、キログラム単位で記載する場合であって小数点以下1位未満の端数があるときはこれを四捨五入し、グラム単位で記載する場合であって小数点以下の端数があるときはこれを四捨五入してください。

重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草1本当たりの重量×推定本数として計算するか、フレキシブルコンテナバック等の容器に収納するなどし、その収納容量から重量を推定してください。この場合、小数点以下の端数については省略して構いません。

大麻草に品名がない場合は、栽培年(西暦)-特定の番号で分類して記載してください(例.「2025-1])。

(4) 大麻草研究栽培者が死亡した場合(法第12条の7第3項)

大麻草研究栽培者が死亡したときは、相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者が、30日以内に免許証を添えて、「大麻草研究栽培者死亡等届」(省令別記第5号様式)により、地方厚生局長に届け出てください。

なお、現に大麻及び発芽不能未処理種子がない場合でも、その旨を届け出てください。

※届出書の記載方法は、(3)免許の取消しを参考にしてください。

(5) 免許の失効

免許は、次の場合にその効力を失います。①又は②に該当する場合における免許証の取扱いについては、(7)免許証の返納に従って処理してください。

- ① 免許の有効期間が満了した場合
- ② 法第12条の6第1項の規定により免許を取り消された場合
- ③ 法第 12 条の7第1項の規定により大麻草研究栽培者が免許の取消しを受けようとするときに係る届出をし、それを受けた地方厚生局長が当該届出に係る免許を取り消した場合
- ④ 大麻草研究栽培者が死亡した場合
- (6) 免許証の再交付(法第7条第3項、第4項)

免許証を毀損し、又は亡失したときは、15日以内に、毀損した場合には当該免許証を添えて、「大麻草研究栽培者免許証再交付申請書」(別記様式4)により、地方厚生局長に免許証の再交付を申請してください。

また、免許証を亡失し免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を 発見したときは、15日以内に「大麻草研究栽培者免許証返納届」(別記 様式5)により、地方厚生局長に発見した当該免許証を返納してくださ い。

(7) 免許証の返納(法第7条第5項)

免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は法第12条の6第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「大麻草研究栽培者免許証返納届」(別記様式5)により、地方厚生局長に免許証を返納してください。

第2 大麻草研究栽培者名簿(法第6条)

(1) 大麻草研究栽培者名簿

地方厚生局麻薬取締部に備えられた大麻草研究栽培者名簿には、次の事項が登録されています。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所地、氏名及び生年月日
- ③ 栽培地の数、位置及び面積
- ④ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置
- ⑤ 研究目的
- ⑥ 免許に付した条件
- ⑦ 免許証の再交付の事由及び年月日
- ⑧ 法第12条の6第2項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

(2) 大麻草研究栽培者名簿の登録事項の変更

大麻草研究栽培者名簿の登録事項のうち以下のものに変更が生じた ときは、それぞれそのことが分かる書類を添えて、15日以内に「大麻草 研究栽培者名簿登録事項変更届」(別記様式3)により、地方厚生局長に その旨を届け出てください。

- 住所地又は氏名
- ・ 栽培地の数、位置又は面積
- 業務上大麻を取り扱う事務所の位置

変更の届出に当たっては、変更の内容に応じて、「第1 免許」の(1) に記載の資料を提出してください。

なお、研究計画や研究目的など変更の内容によっては、免許の再申請が必要となる場合がありますので、速やかに地方厚生局麻薬取締部に相談してください。

免許の再申請が必要となる場合とは、例えば、

- ① 申請時における研究計画において想定されていなかった栽培地を追加する場合において、当該栽培地の面積が、既存の栽培地の面積(申請時、研究計画書で示していたものを含む。)を含め概ね3分の1を超える場合
- ② 申請時における栽培目的から全く異なる目的を追加又は変更する場合

等があたります。

第3 年間報告(法第15条)

大麻草研究栽培者は、免許の有効期間について、その翌年の1月31日までに、「大麻草研究栽培者の年間報告書」(省令別記第6号様式)により、次の事項を地方厚生局長に報告してください(免許の有効期間が満了した者を含みます。)。

- ① 大麻草の作付面積
 - 作付面積の記載方法は、「第1 免許」の(3)②を参考にしてください。なお、栽培地全体の区域が分かる図面に当該有効期間中に作付けした部分に網掛けするなどして分かるようにし、年間報告書に添付してください。
- ② 当該有効期間の初日に所持した大麻及び発芽不能未処理種子の品名 及び数量
- ③ 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻及び発芽不能未処理 種子の品名及び数量
- ④ 当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量
- ⑤ 当該有効期間の末日に所持した大麻及び発芽不能未処理種子の品名 及び数量

上記②~⑤の品名及び数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。

第4 譲渡し・譲受け

大麻の譲渡し・譲受けは、麻向法の規定に基づいて行われます。麻向法第24条第1項第6号の規定により、大麻草研究栽培者は、大麻草を研究する目的で所持している大麻を他の大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

なお、その譲渡し・譲受けは、原則として、手渡しによって行ってください。ただし、遠方等によりどうしても手渡しが難しい場合は、あらかじめ輸送機関と調整のうえ、盗難防止策を講じて配送してください。

なお、大麻草の発芽不能未処理種子の譲渡し・譲受けについては、後述の 「第8 大麻草の種子の取扱い」を参考にしてください。

- (1) 譲渡し (麻向法第24条、第32条)
 - (7) 大麻を譲り渡すときは、あらかじめその相手方である大麻草栽培者等から「麻薬譲受証」(麻向法施行規則別記第16号様式)の交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、大麻や「麻薬譲渡証」(麻向法施行規則別記第17号様式)を交付することができません。
 - (4) あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合は、麻薬譲受証の記載 事項及び押印等に不備がないか確認してください。
 - (ウ) 麻薬譲渡証は、大麻を譲り渡す大麻草研究栽培者が作成してください。麻薬譲渡証に押印だけをして先渡ししておく、いわゆる白紙委任は行ってはいけません。また、大麻を譲り渡す側が麻薬譲受証を作成し、大麻を譲り受ける側に押印だけをさせ、これを持ち帰るということも行ってはいけません。
 - (エ) 麻薬譲渡証には、譲渡人である大麻草研究栽培者の氏名を記載し、 大麻草研究栽培者の専用印(他の用務と併用する印は認められませ ん。)を押印してください。
 - (オ) 品名及び数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。
 - (カ) 麻薬譲渡証の容量及び箇数の欄は、記載する必要はありません。
 - (キ) 麻薬譲受証は、紙媒体による譲受証の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて電磁的記録媒体を交付することも可能です。例えば、改変の有無を確認できる措置等を講じた上で、PDF ファイルのメール送信や、記録がなされた磁気ディスク等の交付等により交付を行うことができます。
 - (ク) 大麻を譲り渡す際は、譲受人である大麻草栽培者等の立会いの下、 次の事項について確認してください。
 - ・ 麻薬譲渡証に記載された大麻の品名及び数量と現品が相違しないか
 - ・ 麻薬譲渡証の記載事項や押印等に漏れなどの不備はないか
 - (ケ) 大麻を譲り渡した大麻草研究栽培者は、麻薬譲受証の交付を受けた日から2年間、当該麻薬譲受証を保存してください。電磁的記録媒体で交付を受けた場合(電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムなどにより記録されたもの。)は、その記録について当該提供を受けた日から2年間保存してください。
 - (コ) 麻薬譲受証を紛失し、又は毀損した場合は、理由書等(毀損した場合は、当該麻薬譲受証を添付)を相手方の大麻草栽培者等に提出し、麻薬譲受証の再交付を受けてください。
 - (サ) 大麻を譲り渡すため栽培地から栽培地外へ大麻を持ち出す場合は、あらかじめ地方厚生局長から法第 11 条に規定する持出しの許

可を受ける必要があります(「第7 大麻の持出し」参照)。

(2) 免許の失効に伴う譲渡し等(法第12条の8)

(ア) 大麻

免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、免許の取消しを受けた者及び大麻草研究栽培者が死亡したことによりその旨を届け出なければならない者(以下「免許期間満了者等」といいます。「第1 免許」の(5)参照。)は、それらの事態が発生した日から50日以内であれば、麻向法第24条の規定にかかわらず、所有し、又は管理している大麻を他の大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

この場合は、大麻を譲り渡した日から15日以内に「大麻等譲渡届」 (別記様式6)により、地方厚生局長に届け出てください。

また、免許期間満了者等が50日以内に、所有し、又は管理する大麻を他の大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができない場合は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(麻向法施行規則別記第11号様式)により届け出た後、都道府県職員の立会いの下廃棄してください(「第8 廃棄」参照)。この廃棄は、免許の有効期間満了等の事由が発生した日から50日以内に完了してください。

なお、これらの手続を行う必要がある「大麻草研究栽培者が死亡 したことによりその旨を届け出なければならない者」とは、相続人 又は相続人に代わって相続財産を管理する者です。

(4) 発芽不能未処理種子

免許期間満了者等は、上記の事態が発生した日から 50 日以内に、 所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡 すか、又は廃棄してください。

譲り渡した場合は、発芽不能未処理種子を譲り渡した日から 15 日 以内に「大麻等譲渡届」(別記様式6)により、地方厚生局長に届け 出てください。

発芽不能未処理種子を廃棄する場合、廃棄届の提出や都道府県職 員の立会いは不要です。

(3) 譲受け(麻向法第26条、第32条)

- (ア) 大麻草研究栽培者は、他の大麻草栽培者から大麻を譲り受けることができます。
- (4) 大麻を譲り受けるときは、あらかじめその相手方である大麻草栽培者に「麻薬譲受証」(麻向法施行規則別記第16号様式)を交付するか、又は相手方である大麻草栽培者が交付する「麻薬譲渡証」(麻向法施行規則別記第17号様式)と引換えに麻薬譲受証を交付してください。

(ウ) 大麻の譲受けに関する上記以外の事項については、(1) を参考に してください。

第5 保管(法第16条第2項)

(1) 所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)は、栽培地内に放置等せず、大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管してください。

なお、発芽不能未処理種子の保管は「第8 大麻草の種子の取扱い」の(3)を参考にしてください。

(2) 大麻草研究栽培者が同時に麻薬研究者の免許を受けている場合は、他の麻薬を保管している麻薬研究施設内の「鍵をかけた堅固な設備」に、所有する大麻を保管することができます。ただし、どちらの免許に基づき保管している物かどうか区別がつくように保管してください。

第6 記録

(1) 帳簿の記載 (法第10条)

大麻草研究栽培者は、所有する大麻及び発芽不能未処理種子を管理するための帳簿を事務所に備え、これに次の事項を記載してください。大麻及び発芽不能未処理種子の品名、数量等の記載方法は、「第3 年間報告」を参考にしてください。

- (7) 採取した大麻又は発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにそ の年月日
 - ・ 大麻の採取日は、刈入年月日を記載してください。
- (イ) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り渡したときは、その品名及び 数量並びにその年月日並びに譲り渡した相手方の氏名(法人又は団 体の場合は名称)及び住所
 - 払出しの年月日は、麻薬譲渡証に記載した年月日としてください。このほか、備考欄には、譲受側の大麻草栽培者等の氏名及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)等を記載してください。
- (ウ) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り受けたときは、その品名及び 数量並びにその年月日並びに譲り受けた相手方の氏名及び住所(法 人又は団体の場合は名称及び所在地)
 - ・ 受入れの年月日は、麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。麻薬譲渡証に記載された年月日と実際に大麻を譲り受けた日が異なる場合には、備考欄に実際に大麻を譲り受けた日を記載してください。このほか、備考欄には、譲渡側の大麻草栽培者の氏名及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)

等を記載してください。

- (エ) 大麻又は発芽不能未処理種子を廃棄したときは、その品名及び数量並びにその年月日
 - ・ 栽培地内で廃棄した場合は、備考欄に届出年月日を記載の上、 立会人が署名又は記名押印してください。
- (オ) 事故が発生したときは、事故を届け出た大麻又は発芽不能未処理 種子の品名及び数量
 - ・ 備考欄に届出年月日を記載し、事故年月日は、事故発生日又は 事故発見日を記載してください。
- (カ) 播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日
- (‡) 研究のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日
 - ・ 使用の都度、記載してください。基本的には本数で計上し、重量をかっこ書で併記してください。
- (ク) このほか、管理上、次の項目を記載することが望ましいです。
 - ・ 栽培中の大麻草の本数
 - ・ 栽培中に枯死又は間引きした大麻草の本数
- (2) 記載上の留意事項 (紙媒体による帳簿の場合)
 - (ア) 帳簿は品名(品種)ごとに口座を設けて記載してください。
 - (4) 帳簿の記載には、インク、ボールペンなど字が消えないものを使 用してください。
 - (ウ) 帳簿に訂正があるときは、訂正する部分を2本線で判読可能なように削除してその脇に訂正後の文字を記載し、訂正した箇所には訂正者等の印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
 - (エ) 帳簿には、上記(1)(ア)~(ク)の事項があった都度記載をすることが原則です。ただし、収穫などの一定の作業が継続して行われる場合は、その一定期間はまとめた記載とすることが可能です。
 - (オ) 大麻草研究栽培者と麻薬研究者の両方の免許を有する方が、自ら栽培した大麻を麻薬研究者として研究する場合は、大麻に関する帳簿には大麻草研究栽培者から麻薬研究施設の設置者に対する譲渡しとして必要事項を記入し、麻薬研究施設に備えられている麻薬研究者に関する帳簿には譲受けとして必要事項を記載してください。なお、当該譲渡受においても、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証を作成し、「第4 譲渡し・譲受け」の(1)及び(3)を参考の上、交付等を行ってください。
 - (カ) 帳簿は、最終の記載の日から2年間保存してください。

大麻草研究栽培者に係る帳簿の記載例

①大麻に係る帳簿

	旅に徐る!! 2024-						(米) 目
品名				t - t-t- t	(- D)		(数量:重量又は本数)
年月日	栽培中		1	保管中	(重量)	1	備考
	増加	減少	総数	受入れ	払出し	総量	
R6. 1. 1			2本			40g	前年から繰り越し
R6. 2. 1		2本	0本	200 g		240g	栽培した大麻草を採取
							(1本あたり 100g)
R6. 2. 2			0本		100g	140g	麻薬研究施設の設置者△△
							(麻薬研究者●●(本人)、免許
							番号:東京 2023-111) へ譲渡
							し
R6. 5. 5	23 本		23 本			140g	R6.5.1播種(種子 0.6g)
R6. 5. 25		3本	20 本			140g	R6. 5. 5∼5. 24
							1本枯死、2本間引き
							R6. 5. 24 大麻廃棄届
							R6. 5. 25 廃棄 立会人署名(又
							は記名押印)
R6. 6. 1	5本		25 本			140g	挿し木として5本(150g) 使
	(150g						用。
D)		0= 1:				
R6. 6. 2			25 本			140g	接ぎ木として 5 本 (50g) を栽培
DC 7 1	10 +		05 +			1.40	中の大麻草に使用。
R6. 7. 1	10 本		35 本			140g	厚生太郎(東京都千代田区・・・)
							から大麻草10本譲り受け。
R6. 7. 15			35 本	20		170	R6.7.2 納品 麻薬次郎(愛知県名古屋市・・・)
Ko. 7. 15			35 本	30g		170g	
							R6.7.20 納品
R6. 8. 10		17 本	18 本			170g	大麻株式会社(東京都霞が関3
NO. 0. 10		11/	10 /			1108	-3-3)
							(免許番号:東京 2024-123)
							へ栽培中の大麻草 17 本を譲り
							渡し
							R6.8.5 持ち出し許可取得
R6. 8. 20		2本	16 本	500 g		670g	研究のため2本(500g)を収穫、
		(500g	,				使用
)					
			1	l	1		

R6. 8. 25	3本	13 本	750g		1, 420	研究のため3本(700g)を収穫、
	(700g				g	このほか栽培中の1本のうち、
)					1 枝分(50g)を併せて収穫、使
						用
R6. 8. 26		13 本		500 g	920g	麻薬研究施設の設置者△△
						(麻薬研究者●●(本人)、免許
						番号:東京 2023-111) へ譲渡
						L
R6. 9. 1	5本	8本		500g	420g	大麻草 5 本と大麻 500g 廃棄
						R6. 8. 30 大麻廃棄届
						R6.9.1 廃棄 立会人署名(又は
						記名押印)
R6. 9. 15	5本	3本			420g	栽培地外で廃棄
						R6. 9. 10 大麻廃棄届
						R6. 9. 15 廃棄(東京都千代田区
						1-1-1において廃棄)
						麻薬取締官●●他1名立会
R6. 9. 20		3本			410g	秤量し直し
						乾燥により 10g減少
						立会人署名(又は記名押印)
R6. 10. 1	2本	0本		100g	310g	R6.10.1 所在不明発覚(盗難
						の疑いあり)
						R6.10.1 ●●警察署に届出、
						大麻事故届提出

②発芽不能未処理種子に係る帳簿

品名	2024-	01の種	子	(数量:重量)
年月日	受け	払い	残量	備考
	入れ	出し		
R6. 1. 1			2.5g	前年から繰り越し
R6. 5. 5		0.6g	1.9g	播種(23 個)
R6. 4. 1		0.9g	1g	腐食のため廃棄
R6. 11. 1	10g		11g	厚生 太郎 (東京都霞が関1-2-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号:東京 2024-11) から 譲り受け
R6. 12. 1		6g	5g	大麻株式会社(東京都霞が関3-3-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号:東京 2024-123) へ 譲り渡し
R6. 12. 6		3g	2g	ネズミによる食害が発生。(滅失) R6.12.6 大麻等事故届提出

第7 大麻の持出し(法第11条)

所有する大麻を栽培地外に持ち出すためには、地方厚生局長の許可を受ける必要があります。(ただし、地方厚生局長に届け出た上で地方厚生局麻薬取締部の職員の立会いの下、栽培地外で大麻を廃棄する場合は、廃棄届の提出で足り、持出しの許可は必要ありません。)。

大麻の持出しは、大麻草の研究を目的として栽培地から栽培地外の施設に 大麻草を移動させる場合や、他の大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に 譲り渡す場合などに行われることが考えられます。

複数の栽培地を登録している場合、その栽培地から他の栽培地へ大麻を持ち出す場合であっても、この持出しの許可が必要ですのでご注意ください。

大麻の持出しの許可を受けるに当たっては、持ち出そうとする大麻の品名及び数量、持出先の名称及びその所在地、持出しの理由等を記載した「大麻草研究栽培者持出し許可申請書(別記様式7)」を、地方厚生局長に提出してください。

なお、大麻を譲り渡す際には、持出し許可に加えて、「第4 譲渡し・譲受け」に記載の麻薬譲渡証、譲受証による譲渡手続も必要なことに注意してください。

この場合、持出し許可における持出先と麻薬譲渡証の相手方が一致していることを確認する必要がありますので、相手方の免許証の写しを申請書に添付してください。

- ※「持出先の名称及びその所在地」について、他の大麻草栽培者等に大麻 を譲り渡す場合は、名称の欄に名称とともにその相手方の免許証の種 類及び番号を記載してください。
- 第8 大麻草の種子の取扱い(法第18条、第19条)(免許失効後の発芽不能未 処理種子の譲渡し等は「第4 大麻の譲渡し・譲受け」の(2)を参照)

(1) 譲渡し

大麻草研究栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合は、熱処理又は燻蒸により発芽不能処理を行う必要があります。

ただし、以下の場合は発芽不能未処理種子を譲り渡すことができます。

- ①他の大麻草栽培者に譲り渡す場合
- ②熱処理又は燻蒸による発芽不能処理を行う者に大麻草の種子を譲り 渡す場合
- ③大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合

(2) 輸入

(ア) 大麻草研究栽培者は、発芽不能未処理種子を輸入するときは、あらかじめ地方厚生局長に次の事項を記載した「大麻草発芽不能未処理種子輸入許

可申請書」(省令別記第7号様式)に免許証の写し等を添えて提出し、許可を受ける必要があります。

- ・ 輸入しようとする種子の品名及び数量
- ・ 許可を受けようとする者の氏名及び住所
- 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類
- 種子の原産地
- 輸入目的
- ・ 荷主(輸出者)の氏名及び住所地
- ・ 運送取扱業者の氏名及び住所地
- 輸入方法
- 輸入予定年月日(入港予定年月日)
- 入港場所
- 納入先
- (イ)提出先は、発芽不能未処理種子を輸入する予定の港を管轄する地方厚生 局麻薬取締部です。
- (ウ)発芽不能未処理種子輸入許可証を送付するための返信用封筒1枚(長3 用以上、宛先を明記したもの)を同封してください。送料は自己負担です。 簡易書留以上の返信手段を推奨します。

発芽不能未処理種子を輸入した場合は、大麻草発芽不能未処理種子輸入許可申請書を提出した地方厚生局麻薬取締部に対し、輸入完了報告書(「大麻草の種子の取扱いについて」(令和7年1月10日付け医薬発0110第1号厚生労働省医薬局長通知)の別記様式1)を提出してください。なお、輸入許可申請書に記載の数量よりも多い数量の発芽不能未処理種子を輸入することはできません。

(3) 保管

大麻草研究栽培者は、所有する発芽不能未処理種子を、鍵をかけた設備内に収めて保管してください。

第9 廃棄(法第12条)

(1) 大麻

(ア) 栽培地内で廃棄する場合

大麻を<u>栽培地内で</u>廃棄するときは、あらかじめ、廃棄しようとする大麻の品名及び数量、廃棄の年月日、大麻を廃棄する栽培地の場所等を記載した「大麻廃棄届」(別記様式8)により、地方厚生局長に届け出てください。

廃棄量の記載については、栽培中の大麻を大量に廃棄するような場合は、栽培地1メートル四方又は大麻草1本当たりの廃棄量を元に全体の廃棄量を概算してください。なお、栽培期間中の枝打ちや落葉によって生じる大麻の廃棄については、現に生育している大麻の収穫時点、栽培地に生育中の大麻草がなくなった時点等に合計数量をまとめたものに係る廃棄届を

提出しても構いません。

廃棄は、焼却、埋却など、大麻を回収することが困難な方法によって 行ってください。また、埋却の際は、土にすき込むなどして再び取り出 すことができないようにしてください。

廃棄方法については、廃棄場所周辺の状況を考慮し、適切な方法を選択してください。

また、廃棄した場合は、帳簿備考欄へのその旨及び年月日を記載する とともに、立会人の署名又は記名押印をさせてください。

(イ) 栽培地外で廃棄する場合

大麻を<u>栽培地の外に持ち出して</u>廃棄するときは、あらかじめ、「大麻 廃棄届」(別記様式8)を地方厚生局長に届け出た上、地方厚生局麻薬取 締部の職員の立会いの下、廃棄してください。この場合は、大麻の持出 し許可は必要ありません。

この場合、帳簿備考欄への廃棄年月日、廃棄場所及び地方厚生局麻薬取締部の職員が立ち会った旨の記載が必要です。

※ 大麻草研究栽培者が大麻を廃棄しようとする場合、その手続は、 麻向法ではなく法が適用されますので、ご注意ください。

(2) 発芽不能未処理種子

発芽不能未処理種子の廃棄方法には、特段の定めはありません。

第10 事故(法第12条の2)

所有する大麻又は発芽不能未処理種子(この項目中では「大麻等」と略称します。)に滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、事故が生じた大麻等の品名及び数量、事故の発生状況等を記載した「大麻等事故届」(別記様式9)により、地方厚生局長に届け出てください。

大麻等事故届の提出に当たっては、次の事項に注意して記載してください。

- ・ 事故が生じた大麻等の品名及び数量については、品種ごとに品名、 重量を記載してください。
- ・ 事故発生の状況については、事実関係を詳細に説明してください。 なお、盗取の疑いがある場合は、速やかに警察署にも届け出てください。 大麻等事故届を提出した場合には、帳簿の備考欄にその旨を記載し、大麻 等事故届の写しを保管してください。

事故に伴い大麻等を廃棄する場合(事故が生じた大麻等の一部が残っている場合であって、当該大麻等を廃棄するときに限る。)は、大麻等事故届にその経緯を詳細に記入してください。その際、大麻を栽培地内で廃棄する場合は既に事故届を地方厚生局長に提出していますので別途大麻廃棄届を提出していただく必要はありませんが、大麻を栽培地外で廃棄する場合は、法第12条第2項の規定により地方厚生局麻薬取締部の職員の立会いが必要と

されていますので、廃棄するときはあらかじめ廃棄届を提出してください。

第11 立入検査(法第22条の3)

- (1) 立入検査は、法の施行のため特に必要があるときに行われますが、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。立入検査を行う職員(麻薬取締官、麻薬取締員、その他の職員)は、身分を示す証票を携帯していますので、提示を求めて確認してください。
- (2) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

第12 その他

- (1) 麻薬研究者は、研究の目的で大麻及び麻薬である Δ9-THC を所持する ことはできますが、大麻草を栽培することはできません。この場合、大 麻草研究栽培者免許が必要ですのでご注意ください。
- (2) 地方厚生局長への申請、届出等については、地方厚生局麻薬取締部において事務手続を行っています。

⇒人	体仁	聿
診	断	音

氏 名					性	別	男	女			
生年月日		年 月		日	年	齢		歳			
上記の者について、下記のとおり診断します。 (各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)											
 1 精神機能 精神機能の障害 □ 明らかに該当なし □ 専門家による判断が必要 「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること(できるだけ具体的に。詳細については別 											
紙も可) 											
2 麻薬中毒 □ なし □ あり											
診断年月日			年	月 日							
	病院、 診療所	名 称									
医師	又は介 護老人	所 在 地									
네 그	保健施 設 等	電話番号									
	氏	名									

宣誓書

年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

住所氏名

大麻草の栽培の規制に関する法律第13条第2項において準用する第5条 第2項の規定の欠格事項である

- (1) 同法律第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していないこと。
- (2) 麻薬中毒者(麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する 麻薬中毒者)であること。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定 する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過 しない者((5)において「暴力団員等」という。)であること。
- (5) 暴力団員等が事業活動を支配する者であること。

上記のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

大麻草研究栽培者名簿登録事項変更届

免 許	証	の番	号	第	号	免許年月日	年 月 日
変更	゙゙゙゙すべ	き事項	Į				
	位置	地の	ī 積				
変更前	取	注 大 りり 扱所 の の	う				
Z Z III	住 所	〕地 • .	氏 名				
	そ	Ø	他				
		地の置・面					
変更後	取	注 大 りり 扱所 の の	う				
及关权	住 所	†地•.	氏 名				
	そ	Ø	他				
変更の	事由及	びその年月	月日				
上記の	とおり	、名簿登録				免許証を添えて届け	出ます。
			2	年 月	日		
				住 所			
				氏 名			
地方厚	生(支)局長	殿				

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

収	入
印	紙

大麻草研究栽培者免許証再交付申請書

免	許	証	の	番	号	第	号	免	許	年	月	日	年	月	日
		付 そ <i>0</i>													
_	上記の	のとま	3り、	免討	宇証の)再交付を目	申請します	۲。							
		年	F]	目										
						住 所									
ţ	也方见	厚生	(支)	局長	美	n. V									

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。

大麻草研究栽培者免許証返納届

免	許	証	の	番	号	<u> </u>	第	号	免	許	年	月	目	年	月	日
				の事: 月												
上	記0	つとま	3り、	免討	下証を	返約	讷したい	ので届け	ナ出る	ます。)					
		年	F]	日											
						住										
						氏	名									
址	1方厚	生	(支)	局長	長展	r. Z										

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第13条第2項において準用する第7条第4項又は第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

大麻等譲渡届

年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

住所

続柄

氏名

大麻等を譲渡したので次のとおり届け出ます。

	失効前の分	色許証の)番号	第		号
譲	大麻等を業務上 取り扱っていた 場所・期間満了等	所 在	地			
渡	した大麻草研究 栽 培 者	氏	名			
人	届出義務者	住	所			
	田 山 莪 拐 旬	氏	名			
譲	渡 年	月	日			
譲渡	品		名	数		量
譲渡した大麻等						
	免許の種類			免許証の番 号	第	号
譲	麻薬業務所又は大麻等を業	所 在	地			
受	務上取り扱う 場 所	名	称			
人	麻薬研究施設 の設置者、大麻	住	所			
	草栽培者又は 麻薬製造業者	氏名又	は名称			

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第17条第2項において準用する法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が 大麻を大麻草栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡した際又は 発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。

大麻草研究栽培者持出し許可申請書

免 許 証 の 番 号	第	号 免許年	5 月 日	年 月 日
持ち出そうとする 大麻の栽培地の所在地				
持ち出そうとする	묘	名	数	量
大 麻 の品 名 及 び 数 量				
持出先の	所 在 地			
名称及び所在地	名称			
持出しの理由				
持出しの年月日				
上記のとおり、大麻を栽	战培地外に持ち	出したいので申記	情します。	
年 月 日				
	住 所			
	氏 名			
地方厚生(支)局長 展	л Х			

(注意)

大麻廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
栽培地の所在地			
大麻を取り扱う事務所の 所 在 地			
廃棄しようとする大麻の 品 名 及 び 数 量	品	名 数	量
廃 棄 の 年 月 日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、大麻を原	- 軽棄したいので届け出	出ます。	
年 月 日			
	住 所		
	氏 名		
地方厚生(支)局長	元 文		

(注意)

大麻等事故届

免 許 証 の 番 号	第 号	免許年	三月 日	年	月日	
	묘	名	数]	胛
事故が生じた大麻等						
栽培地並びに業務上大麻 及び発芽不能未処理種子 を取り扱う事務所の位置						
事 故 の 発 生 状 況 事 故 発 生 年 月 日 場所、事故の種類、 盗 難 の 場 合 は 警察 通報 の 有 無						
上記のとおり、事故が発年 月 日	を生したので届け出	ます。				
	住 所					
	氏 名					
地方厚生(支)局長 展	ı Z					

(注意)

【省令】別記第1号様式(法第5条、第13条第1項関係)

収	入
印	紙
「 大臣タ	色許に)
し限る。	J

第一種大麻草採取 第二種大麻草採取 大麻草研究

栽培者免許申請書

			数		
栽	培	地	位	置	
			面	積	
目			i	的	
計	画	概	Ī	要	
業	務 管	理	体	制	
備			Ž	考	
上記	己のとおり、 年 月			V VO	つで申請します。
	, , ,		住	斤	(法人又は団体にあっ ては、主たる事務所の 所在地を含む。
			氏 名		法人又は団体にあっ ては、その名称及び役 員の氏名を含む。
		生 年	月日	3	(法人又は団体を除く。)
厚	生労働大臣	(地方厚	生(支)	局長	長、都道府県知事) 殿

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

【省令】別記第4号様式(法第12条の7第1項、第17条第1項、第2項関係)

(第一種大麻草採取) 第二種大麻草採取 | 栽培者免許取消届 大麻草研究

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
免許証の種類						
免許証返納の理由 及びその年月日						
現在の大麻草の 作 付 面 積						
現に所有する	品	名	数			量
大 麻 の 品 名 及 び 数 量						
現 に 所 有 す る 発芽不能未処理種	FI.	名	数			量
光牙が肥木処理性 子 の						
品名及び数量						
現に所有する麻薬の品名及び数	品	名	数			量
量(大麻草研究						
栽培者は除く。)						
現に所有する			<u> </u>			
大麻草の繊維の数						
量(第一種						
大麻草採取栽培者						
に 限 る 。)						
備考						
上記のとおり、免割	午の取消しを受け	ナたいので、免記	午証を添えて届け	出ます。		
生	F 月 日					
		住 所 ては	又は団体にあっ 、主たる事務所の 地を含む。			
		氏名ては	又は団体にあっ 、その名称及び の氏名を含む。			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿

【省令】別記第5号様式(法第12条の7第3項、第17条第1項、第2項関係)

	WY = WI 7 L)				
免 許 証 の 番 号	第	号	免許年月	年	月	日
免 許 証 の 種 類			氏 名			
届出の理由						
所在地						
栽 培 地						
現 在 の 大 麻 草 の 作 付 面 積						
現に管理する	品		名	数		量
大麻の品名及び数量						
現に管理する発芽	品		名	数		量
不能未処理種子の 品名及び数量						
現に管理する麻薬の	品		名	数		量
品 名 及 び 数 量 (大 麻 草 研 究						
裁培者は除く。)						
現に管理する大麻草の						
繊 維 の 数 量 (第一種大麻草採取						
我一種八麻草採取 裁培者に限る。)						
備 考						

上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

届出義務者続柄

氏 名 法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿

(注意)

【省令】別記第6号様式(法第15条第1項関係)

第二種大麻草採取

栽培者の年間報告書

大麻草研究

免	許	証	番	号	第		号	免	許	年	月日	3		年	月	日		
大床	草	の作	付 面	積														
		品		名	当該有効期 間の初日 に 所 持 した数量	当該有効期 間中に採取 した数量	当該有効期 間中に譲り 受けた数量	当該中し	有効期 に譲り た数量	当間し	該有効 中に廃 た 数	期棄量	当該有効期間 の末日に所持 し た 数 量	程で得 (第二種	の加工の〕 られた数量 種大麻草採 者に限る。)	量備	考	Î
大	麻																	
発 芽																		
未 処																		
種	子																	
麻	薬																	
(大麻	草研究																	
栽培者は	除く。)																	
上記	のとお	り、報	告しま	す。										l		1		
	年	月	目															
			住	所	(法人又は団体	ぶにあっては、	、主たる事績	務所の	所在地	を言	含む。)							
			氏	名	(法人又は団体	ぶにあっては、	、その名称及	び役	員の氏	名を	含む。)							
			生年月	日	(法人又は団体	な除く。)												
			厚	生労	働大臣(地方厚	生(支)局長)	殿											

(注意)用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記7号様式(法第19条第1項関係)

大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書

免	許	証	. (の	番	号		第	号	免許年月	日	年	月	日
免	許	Ė	の	Ī	種	類								
輸	入し	よう	5 と	: す	る種	子	品			名	数			量
原			産			地								
輸		入		目		的								
荷氏	主 名	(_輔 及		出	f) 所	の 地								
運氏	送名	取及	扱び	業住	者 所	の 地								
輸		入		方		法								
輸 (入 入 港	予 き 予			月 月 日	月)								
入		港		場		所								
納			入			先								
上	記の。	とおり),	大麻	草発	芽不能	能未	処理種	重子を輔	う入したいの	で申	目請します。		
		左	F	月		目							`	
									住	所ては	、主	団体にあっ たる事務所の 含む。		
									氏	名とては、役員	.又に 、、そ の FI	は団体にあっ この名称及び に名を含む。		
地	方厚生	生(5	支)	局長	殿							v н с µ О о	<i>)</i>	

(注意)

【麻向法施行規則】別記第11号様式(第十条関係)

			麻		薬	廃	棄	届				
免	許	証 の)番	号	第	号	免許年。	月日		年	月	日
免	許	0)	種	類			氏	名				
		所又は	所 在	地								
麻薬	薬の所	在場所	名	称								
廃	棄し	よう	とす	る	品			名	数			量
麻	л С	0	C ,	薬								
廃	棄	の年	三 月	日								
廃	棄	Ø	場	所								
廃	棄	Ø	方	法								
廃	棄	Ø	理	由								
١	上記のと	におり、原	廃棄したい	ハの	で届け出	ます。						
		年	月	Ħ								
					住 所	(法人にたる事)	あつては、 務所の所	、主 (主 生地				
					届出義	務者続柄						
					氏 名	(法人にま	あつては、	名称	<u>(</u>			
者	邻道府県	県知事 』	殼									

(注意)

【麻向法施行規則】別記第16号様式(第十二条関係)

				麻		薬	譲	受	誼	E										
																	年	月	日	
譲受人の免許証の番号	1	第				号		譲号	之 人	の	免	許	の利	重舞	į					
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)																			(
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は 麻薬研究施設の設置者の場合は、当該 施設において麻薬を管理する 麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免	許	証	0	番	号		第			号		氏	名					(
麻薬業務所又は大 麻草栽培者が大麻 所 在 地																				
を業務上取り扱う 事 務 所 名 称																				
品名	容					量	筃			数	数				量	備				考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【麻向法施行規則】別記第17号様式(第十二条関係)

					麻	薬	譲	渡	証						
				1				1					年	月	日
譲渡人の免責	許 証	の	番 号	第		号		譲渡丿	人の免許	下の種類					
譲渡人の氏名(法人に															
麻薬業務所又は大麻草 栽培者が大麻を業務上	所	在	地												
取り扱う事務所	名		称												
品			名	容		量	箇		数	数	量	備			考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【栽培目的等】

- Q1 大麻草研究栽培者免許は、研究目的や研究計画を定めれば誰でも取得できますか。
 - A 研究と称すれば全ての方が免許を取得できるということではありません。 以下の条件をすべて満たしている必要があります。
 - ① 大麻草の性質の研究、大麻草の品種の維持及び改良、大麻草の製品の研究等、学術的な目的・意義を有していること。
 - ② 大麻草の栽培について、研究目的や研究計画に照らして適正なものであること。
 - ③ 申請者が研究機関に所属している者である等、経歴、実績等から見て、研究を継続的に行い、その成果を得ることが一定程度望める者であること。

【大麻草栽培規制法第13条第1項】

- Q2 大麻草研究栽培者免許は法人として取得することができますか。
 - A できません。大麻草研究栽培者は自然人のみが取得できます。

【大麻草栽培規制法第13条第1項】

- Q3 大麻の研究に関して、大麻草研究栽培者免許、麻薬研究者免許の違いは 何ですか。
 - A 違いは以下のとおりです。

	大麻草研究栽培者	麻薬研究者
免許者	各地方厚生(支)局長	各都道府県知事
申請先	各地方厚生(支)局麻薬取締部	各都道府県薬務主管課
行うことがで きる研究	大麻草の栽培及びそれに附随 する行為	・大麻成分の抽出・大麻の成分研究・大麻草の研究
できないこと	・大麻成分の抽出・大麻の成分研究	大麻草の栽培

- Q4 栽培を伴わない大麻の研究については、麻薬研究者の免許により研究を 継続することになりますか。
 - A そのとおりです。
- Q5 大麻草の栽培は行わず、研究のため大麻の標本を作ることにしており、 大麻草の成分を抽出する等の行為は行いませんが、麻薬研究者の免許が必 要ですか。
 - A そのとおりです。栽培を伴わない大麻の研究のみを行う場合は、麻薬研 究者の資格が必要です。

ただし、大麻草研究栽培者免許の免許期間中に作成し、又は譲り受けた 大麻の標本については、その後も大麻草研究栽培者免許を継続するのであ れば、麻薬研究者免許を取得することなく、所持することが可能です。

- Q6 乾燥大麻は、大麻草研究栽培者と麻薬研究者のどちらの免許により保管 すべきですか。
 - A 乾燥大麻については、大麻草の形状を有しているため、大麻草研究栽培者、麻薬研究者のどちらの免許でも保管可能です。ただし、自ら栽培した大麻を麻薬研究者免許に基づき保管する場合には、大麻草研究栽培者から当該麻薬研究者が所属する麻薬研究施設の設置者に対し、麻向法第 24 条及び第 26 条に基づく大麻の譲渡及び譲受を行い、麻向法第 32 条に基づく譲渡証及び譲受証を取り交わす必要があります。
- Q7 自ら栽培した大麻の研究は、大麻草研究栽培者免許のみで可能ですか。
 - A 研究の目的・手段等により、麻薬研究者の免許が必要な場合があります のでご注意ください。

【経過措置】

- Q8 改正法第1条の規定による改正後の大麻草栽培規制法(令和6年12月12日施行)における大麻草研究栽培者(以下「第1条改正大麻草研究栽培者」という。)と、改正法第2条の規定による改正後の大麻草栽培規制法(令和7年3月1日施行)における大麻草研究栽培者(以下「第2条改正大麻草研究栽培者」という。)には、違いがありますか。
 - A 第1条改正大麻草研究栽培者免許と第2条改正大麻草研究栽培者免許は 異なる免許であり、大麻草を譲渡・譲受できる相手方、発芽不能未処理種 子の輸入の可否等、適用される法律の規定が異なります。

- Q9 第1条改正大麻草研究栽培者免許を取得すれば、令和7年3月1日に、 第2条改正大麻草研究栽培者免許に自動的に切り替わるのですか。
 - A 自動的には切り替わりません。

第1条改正大麻草研究栽培者が第2条改正大麻草研究栽培者免許を取得する場合は、麻薬取締部に免許申請が必要になります。

- Q10 第1条改正大麻草研究栽培者免許を取得後、令和7年3月1日以降に、 第2条改正大麻草研究栽培者免許を取得すると、第1条改正大麻草研究 栽培者免許は自動的に消滅しますか。
 - A 自動的には消滅しません。

両者の免許は異なり、別々の法律が適用されますので、第1条改正大麻草研究栽培者免許は存続します。

- Q11 同一の大麻草を第1条改正大麻草研究栽培者免許と第2条改正大麻草研究栽培者免許の両方の免許で栽培することはできますか。
 - A できません。

複数の免許で栽培することは管理に支障をきたすことから、それぞれの免 許で栽培する大麻草は分けてください。

- Q12 第1条改正大麻草研究栽培者から他の第2条改正大麻草研究栽培者に 大麻草を譲り渡すことはできますか。また、その反対も可能ですか。
- A できません。

第1条改正大麻草研究栽培者が大麻草を譲り渡せる相手方は、大麻草採取 栽培者、第1条改正大麻草研究栽培者等です。

第2条改正大麻草研究栽培者が大麻草を譲り渡せる相手方は、第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、第2条改正大麻草研究栽培者等です。

【麻向法第24条】

- Q13 第1条改正大麻草研究栽培者が栽培していた大麻草を、当該第1条改正 大麻草研究栽培者と同一人物である第2条改正大麻草研究栽培者に所有 を引き継ぐことはできますか。
 - A できます。

第1条改正大麻草研究栽培者として栽培している大麻草について、第2 条改正大麻草研究栽培者免許の申請を行ってください。 Q11 のとおり、複数の免許で同一の大麻草を栽培することはできませんので、第2条改正大麻草研究栽培者免許交付のタイミングで第1条改正大麻草研究栽培者免許を返納してください。

【免許】

- Q14 免許申請時に提出する「業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を 示す図面及び写真」は、どのような資料が必要ですか。
 - A 業務上大麻を取り扱う事務所の位置が分かる周辺地図や、事務所の内部 構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真が必要です。 なお、事務所内に保管場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かる ように図面を記載し、また写真を添付してください。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項第9号】

- Q15 宣誓書は自筆である必要がありますか。
 - A 手引きで定めている様式を使用することはできますが、署名は自筆で行ってください。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項第3号】

- Q16 医師の診断書には、医師の押印が必要ですか。
 - A 省略可能です。ただし、押印の有無にかかわらず、免許審査において必要に応じて診断書の真正性を確認される場合があります。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項第2号】

- Q17 大麻草研究栽培者の栽培地が複数の麻薬取締部の管轄地に及ぶ場合は、 それぞれの地方厚生(支)局麻薬取締部に免許申請をする必要があります か。
 - A そのとおりです。それぞれの栽培地が異なる麻薬取締部の管轄にある場合は、それぞれの栽培地を管轄する麻薬取締部に免許申請をする必要があります。

なお、大麻草研究栽培者がそれぞれの栽培地において、栽培地を実地に 管理する必要があります。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項】

- Q18 大麻草研究栽培者は、専ら補助者に栽培を任せることは可能ですか。
 - A できません。大麻草の栽培については、大麻草研究栽培者自身が、実地 に管理することが必要です。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従に行

うことを意味し、栽培業務の常勤であることが必要ですが、不在時において、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラなど栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含むものと考えます。

したがって、大麻草研究栽培者自身が実地に管理せずに、専ら補助者に 栽培管理を行わせることはできません。

Q19 栽培地は屋内でも屋外でもいいですか。

- A 屋内でも屋外でも構いません。ただし、 Δ 9-THC の濃度が高い大麻草を屋外で栽培する場合には、Q21のQ0のような措置をとってください。
- **Q20** Δ 9 THC の濃度が高い大麻草か低い大麻草かはどのように判断すればいいですか。
 - A 種子を入手する際に、相手先にその大麻草の種子の濃度をご確認ください。それを担保する書類等があることが推奨されます。なお、 Δ 9 THC の 濃度が 0.3%を超えないものを低濃度の大麻草と判断します。

情報がなく、どちらかわからない場合は、高濃度の大麻草として取り扱ってください。

- Q21 屋外で大麻草を栽培する場合、盗難防止対策として何を備えなければなりませんか。
 - A 屋外での栽培の場合、栽培地に第三者が侵入するリスクが高まりますので、栽培する大麻草の特性に応じて以下の措置をとって下さい。
 - ① 栽培する大麻草の △9 THC の濃度が低いものである場合、下記盗難 防止措置のアからウまでのいずれかの措置及び盗難にあった場合の措置 を満たしてください。

(盗難防止措置)

- ア 人目に付きにくい場所であって、敷地境界線から十分に離れた場 所で栽培すること。
- イ 栽培地に、第三者が容易に近づくことができないような設備(ネット、柵、人感センサー、防犯カメラ、看板等のいずれか又はこれらを 組み合わせたものを設置)を設けること。
- ウ 栽培地の周囲を大麻草と同等以上の高さの他の植物で囲うか、目 隠しに十分な柵や塀を設ける等すること。

(盗難にあった場合の措置)

栽培者の住居又は大麻を業務上取り扱う事務所が、栽培地等において盗難等があった場合に迅速な対応ができる距離に位置し、栽培者自ら(栽培者が不在の場合は、栽培者から具体的な指示を受けた補助者を含む。)が対応すること。

② Δ9-THC の濃度が高い又は濃度が不明な大麻草を栽培する場合は、 下記盗難防止措置のアからウまでのいずれかの措置、エ又はオの措置及 び盗難にあった場合の措置を満たしてください。

(盗難防止措置)

- ア 人目に付きにくい場所であって、敷地境界線から十分に離れた場所で栽培すること。
- イ 栽培地に、第三者が容易に近づくことができないような設備(ネット、柵、人感センサー、防犯カメラ、看板等のいずれか又はこれらを組み合わせたものを設置)を設けること。
- ウ 高さ2メートル以上の堅牢な高い柵、塀などを設けること。
- エ 大麻草の栽培地及び施設への出入りの記録等の管理をすること。
- オ 栽培地及び施設に警報システム、記録(録画)システムを設けること。 (盗難にあった場合の措置)

栽培者の住居又は大麻を業務上取り扱う事務所が、栽培地等において盗難等があった場合に迅速な対応ができる距離に位置し、栽培者自ら(栽培者が不在の場合は、栽培者から具体的な指示を受けた補助者を含む。)が対応すること。

- Q22 栽培地等において盗難があった場合に「迅速な対応ができる距離」とは どれくらいですか。
 - A 栽培者(栽培者が不在の場合は、栽培者から具体的な指示を受けた補助者を含む。)の住居又は大麻草を業務上取り扱う事務所が、車両等を利用して数時間以内に栽培地等に到着できる距離をいいます。
- Q23 「実地に管理」とは具体的にはどのような管理ですか。
 - A 「実地に管理」とは、Q18 記載のとおりです。具体的には、以下のようなことが可能な場合において「実地に管理」しているものと判断できるものと考えます。
 - ・栽培地において、大麻草の生育状況を確認していること。
 - ・盗難防止システムに異常を検知した場合や不審者情報等があった場合に、 速やかに確認ができること。

【栽培地】

- Q24 大麻草を屋内で栽培する際、「同一ビル内複数階で栽培する場合」や 「同一フロア内の複数箇所で栽培する場合」において、複数の栽培地と して認識する必要がありますか。
 - A 各栽培地が接続している場合においては一つの栽培地として認識して構いません。ただし、ビル全体が研究施設ではない場合において、栽培地の階が異なっているときなどは、栽培地が接続しているとはいえないため、複数の栽培地として認識する必要があります。
- Q25 栽培地となる土地が登記簿上分筆されており、地番が異なる場合でも、 その土地同士が接続しており、管理に一体性があると判断できる場合、一 つの栽培地として差し支えないですか。
 - A 一つの栽培地として問題ありません。 その際、栽培地の所在地には、該当する土地の複数の地番を記載してく ださい。
- Q26 栽培地が公道や河川等により分断されている場合でも一括して栽培を 管理する場合には、一つの栽培地として差し支えないですか。
 - A 栽培地が接続している場合のみ、一つの栽培地とするのが原則ですが、 当該栽培地を行き来する際、第三者の土地を経由しない場合においては、 一つの栽培地と考えます。
- Q27 栽培地の一部分を「業務上大麻を取り扱う事務所」として利用してよいですか。
 - A 構いません。

その場合、栽培地から事務所へ大麻草を持ち出す際の持出し許可は不要です。なお、この事務所から栽培地外に持ち出す際には、許可が必要となります。

- Q28 栽培地の面積を記載する場合は、作付面積の記載でよいですか。また、 複数の栽培地がある場合は、その合算で差し支えないですか。
 - A 原則、栽培地の面積については作付面積を記載するものですが、栽培地に事務所等が所在する場合や実際には大麻草を栽培しなかった土地も存在しうることから、この場合においては、これらを栽培地の面積に含めて差し支えありません。

栽培地が複数ある場合は、その作付面積の合算を記載してください。

- Q29 「事務作業スペース」とはどのようなものですか。なぜ事務作業スペースの分離が必要なのですか。
 - A 事務作業スペースとは、大麻の保管施設とは別に帳簿の記載等、大麻を 取り扱わない業務を行うスペースのことをいいます。保管施設等と事務作 業スペース等の分離は、研究用に採取した大麻が、備品に紛れて紛失する 等の事故を防ぐために必要となります。
- Q30 「実地に管理」できる範囲内の複数の圃場を栽培地としたい場合、一つ の免許でまとめて栽培することができますか。
 - A 可能です。一つの申請でまとめて差支えありません。

【報告】

- Q31 大麻の帳簿等に記載する「品名」はどのように記載すればいいですか。
 - A 品種ごとに区別が付くように記載してください。品種が不明な場合等は、「栽培年(西暦) —特定の番号」(例. 「2025-1」)等、個々の大麻が識別できるように品名を記載してください。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第10条第1項】

- Q32 譲り受けた大麻の数量はキログラム又はグラム単位で計上することとなっていますが、大麻草(ロックウールやプランターに入れられた状態)を譲り受けた場合も重量で報告しなければならないですか。
 - A 大麻草を譲り受けた場合は本数で計上してください。

【大麻草栽培規制法第15条】

【栽培】

- Q33 扉に施錠ができるビニルハウスは、大麻の保管設備として必要な「鍵をかけた設備」として認められますか。
 - A 質問のビニルハウスが専ら栽培に供されている設備の場合、「大麻を業務 上取扱う事務所内」とはいえず、認められません。大麻草研究栽培者が大 麻を保管する場所として認められているのは、「当該大麻を業務上取扱う事 務所内」の鍵をかけた設備内とされています。

【大麻草栽培規制法第16条第2項】

【持出し】

- Q34 大麻の持出し許可はどのようなときに必要になりますか。
 - A 大麻を栽培地以外の場所に移動させる場合に必要になります。

例えば、他の大麻草栽培者や麻薬研究施設の設置者等に譲り渡す場合などがあります。なお、免許取得時に栽培地の数を複数登録した場合は、その栽培地間で大麻を移動させる場合でも、持出し許可を受ける必要があります。

「大麻を業務上取り扱う事務所」が同じ栽培地内に存在していれば、この場所への移動については持出し許可を受ける必要はありませんが、栽培地外であれば許可を受ける必要があります。

なお、大麻草を栽培地から持ち出して他の大麻草栽培者等に譲渡する場合は、大麻の持出し許可に加えて、麻向法第32条に基づく麻薬譲受証と麻薬譲渡証の交換が必要となります。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第11条】

- Q35 大麻の持出し許可は、大麻を栽培地外に持ち出す都度、得る必要がありますか。
 - A 原則、持出しの都度許可を得る必要がありますが、採取時期など一定期間中に複数回の持出が想定される場合は、一定期間(例えば1月単位)の持出し許可を事前に受けることが可能です。

この場合、持出し時期・量等の見込みに目途が立った段階で麻薬取締部までご相談ください。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第11条】

【保管】

- Q36 大麻草研究栽培者が採取した大麻は麻薬に当たるということですが、当該大麻の保管方法は麻向法の規定が適用されますか。
 - A 大麻草研究栽培者として保管する大麻については、麻向法の規定は適用されず、大麻草栽培規制法の規定が適用されます。大麻草研究栽培者は、その所有する大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければなりません。

【大麻草栽培規制法第16条第2項】

- Q37 大麻草研究栽培者が採取した大麻は、麻薬研究者の資格で保有する他の 麻薬と同じ場所に保管してもよいのですか。
 - A 大麻草研究栽培者が麻薬研究者免許も保有する場合において、大麻を業務上取り扱う事務所と麻薬研究施設が同一であれば、麻薬研究施設内の「鍵

をかけた堅固な設備」に採取した大麻を他の麻薬と一緒に保管しても構いません。ただし、大麻草研究栽培者として保管する大麻について、他の麻薬と明確に区別して保管する必要があります。

【大麻草栽培規制法第16条第2項】

【譲渡し】

- Q38 採取した大麻を、栽培地を管轄する麻薬取締部とは別の麻薬取締部の管轄内の大麻草栽培者、麻薬研究施設の設置者に譲り渡してもよいですか。
 - A 構いません。

【麻向法第24条第1項第4号】

- Q39 麻薬譲渡証と麻薬譲受証は、メール等で交付し、電子媒体で保管しても よいですか。
 - A 麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構いませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。

【麻向法第32条第2項】

- Q40 大麻草研究栽培者である自分から麻薬研究施設の設置者である自分に 大麻草を譲渡し、麻薬研究者として大麻を使用した場合、大麻草研究栽 培者の帳簿に「研究のため使用した大麻の品名及び数量並びに年月日」 を記載する必要がありますか。
 - A 必要ありません。

大麻草研究栽培者の帳簿には譲渡したことを記録してください。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第10条第1項】

【廃棄】

- Q41 大麻草栽培規制法第 17 条第 2 項において準用する第 12 条の 8 第 1 項 における「免許期間満了者等」が、これらの事由の生じた日から 50 日以 内に所有する大麻を廃棄する場合、どのような手続きが必要ですか。
 - A 免許期間満了者等は大麻草栽培者ではないため、麻向法第 29 条に基づき、麻向法省令第 10 条に規定する別記第 11 号様式の麻薬廃棄届を当該大麻の所在場所を管轄する都道府県知事に提出した上、都道府県職員の立会いの下、所有する大麻を廃棄してください。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第12条の8第1項】

- Q42 大麻の廃棄の際、一般廃棄物収集運搬業許可業者に、委託し処理場まで 運搬してもらうことは可能でしょうか。
 - A 問題ありません。ただし、栽培地外での廃棄は、あらかじめ廃棄届を提出した上で、麻薬取締部の職員の立会いが必要になりますので、管轄の麻薬取締部にご連絡下さい。この場合は帳簿への立会人の署名(記名押印)は必要ありませんが、麻薬取締部の職員が立ち会った旨について記載してください。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第12条第2項】

- Q43 栽培地内で大麻を廃棄する時、立会人は必要ですか。
 - A 大麻の不正流通防止の観点から、原則として立会人を確保の上、廃棄して下さい。この場合、帳簿に立会人の署名(記名押印)を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第12条第1項】

【帳簿】

- Q44 「帳簿」は、市販のソフトウェアを利用してコンピュータ上で管理して もよいですか。
 - A 構いません。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第10条第1項】

- Q45 コンピュータを用いて作成した帳簿の訂正はどのようにすればよいで すか。
 - A 訂正方法については問いませんが、訂正したことが記録として残るよう、 備考欄に訂正内容を記載してください。

【大麻草栽培規制法第 17 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項】

- Q46 大麻の帳簿や麻薬譲渡証、譲受証は2年間の保存義務が課せられていますが、業務廃止をすれば、その義務がなくなるのですか。
 - A 業務廃止をしてからも2年間は保存義務が課せられていますので、大切に保管してください。

【大麻草栽培規制法第17条第2項において準用する第10条第2項】 【麻向法第32条第3項】

【事故】

- Q47 大麻の事故とは、どのようなことをいうのですか。
 - A 大麻の事故とは、大麻が適法な使用、廃棄等を原因とせず、有るべきと ころからなくなることをいいます。例えば、保管庫に保管している大麻が 紛失した、栽培中の大麻草が盗難された等があります。

【大麻草栽培規制法17条第2項において準用する第12条の2第1項】

- Q48 大麻草栽培規制法第 17 条第 2 項において準用する第 12 条の 2 第 1 項では、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに厚生労働大臣に届け出なければならないとされているが、警察に通報しても当該届出が必要ですか。
 - A 厚生労働大臣(届出先は麻薬取締部)に届け出ることは法定事項ですので、警察に通報したとしても必ず届け出てください。

【大麻草栽培規制法17条第2項において準用する第12条の2第1項】

【種子の譲渡】

- Q49 発芽不能処理として、熱処理、燻蒸以外の方法は認められますか。
 - A 認められません。発芽不能処理の方法としては熱処理と燻蒸のみです。

【大麻草栽培規制法施行規則第10条の2】

- Q50 発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲渡する際に何か手続きはありますか。
- A 大麻の譲渡と異なり、譲渡の際に必要な手続きはありません。譲り渡した、又は譲り受けた際は帳簿に記録してください。
- Q51 大麻草研究栽培者は、他の大麻草栽培者との間で発芽不能未処理種子の譲り渡し、譲り受けができますが、Δ9-THC 濃度が 0.3%を超える品種の発芽不能未処理種子を第一種大麻草採取栽培者に譲り渡し、譲り受けることができますか。
- A できます。ただし、第一種大麻草採取栽培者はその種子を用いて栽培することはできませんのでご注意ください。

【種子の輸入】

- Q52 発芽不能未処理種子を輸入する場合に、自らが栽培するのではなく、 他の大麻草栽培者へ譲渡することを輸入目的とすることはできますか。
- A できます。

発芽不能未処理種子の輸入目的は自らが栽培するのみではなく、他の大

麻草栽培者へ譲り渡す目的も認められます。

- Q53 発芽不能未処理種子を輸入する場合、品種の証明書は添付する必要がありますか。
 - A 発芽不能未処理種子輸入許可申請書に記載の品名を確認するために必要になりますので、添付してください。
- Q54 大麻草栽培規制法第17条第2項が準用する第12条の8第1項における「免許期間満了者等」は、その事由の生じた日から50日以内に、その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を熱処理又は燻蒸することで、発芽不能な状態とすれば、大麻草栽培者以外の者に譲り渡すことできますか。
 - A できません。

大麻草栽培規制法第12条の8第2項において、免許期間満了者等は、 その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡 し、又は、廃棄しなければならないと規定されているため、たとえ、50 日以内に熱処理又は燻蒸により当該種子が発芽しない状態にしたとして も、大麻草栽培者以外の者に譲り渡すことはできません。

- Q55 発芽不能未処理種子を輸出することはできますか。
 - A 発芽不能未処理種子の輸出について大麻草栽培規制法上の規制はありません。
- Q56 輸入に関連して、大麻草研究栽培者は大麻草の苗木を輸入することができますか。
 - A できません。

大麻草の苗木は麻薬です。したがって、麻薬輸入業者でなければ輸入 することはできません。

医薬監麻発 0114 第 6 号 令 和 7 年 1 月 14 日

各都道府県薬務衛生主管部(局)長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 監視指導・麻薬対策課長 (公 印 省 略)

第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き 及び質疑応答について

令和7年3月1日、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)第2条及び第4条の施行により、これまで繊維又は種子の採取に目的が限定されていた大麻草栽培について、大麻草から製造される製品の原材料又は医薬品の原料を採取する目的に拡大されることとなります。

大麻草から製造される製品の原材料を採取する第一種大麻草採取栽培者については、目的の拡大に当たり、各種義務規定のほか、大麻草の種子の輸入、大麻草の加工等に係る規定が新設されたことから、今般、下記のものを作成いたしました。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的な助言です。

記

- 1 第一種大麻草採取栽培者免許証等の様式について 別添1のとおり、
 - ・第一種大麻草採取栽培者免許証【様式(1)】
 - ・大麻持出し許可書 【様式(2)】
 - ·第一種大麻草採取栽培者名簿 【様式(3)】

を作成したので、免許事務の運用に当たり、参考にして差し支えない。

- 2 大麻取扱いの手引き(第一種大麻草採取栽培者向け)について 別添2のとおり、「大麻取扱いの手引き(第一種大麻草採取栽培者向け)」(当該 手引きに添付の別記様式1から10までを含む。)を策定したことから、免許申請 者、第一種大麻草採取栽培者等に対する指導の際の参考にして差し支えない。 また、各都道府県の条例等に即した手引きを別途作成しても差し支えない。
- 3 第一種大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答について 別添3のとおり、「2 大麻取扱いの手引き(第一種大麻草採取栽培者向け)」 に対応する質疑応答を作成したことから、免許事務の運用に当たり、参考にして 差し支えない。

以上

様式(1)

第 一 号

第一種大麻草採取栽培者免許証

生年月日 (法人又は団体を除く。)

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項 の規定により免許を受けた第一種大麻草採取栽培 者であることを証明する。

令和 年 月 日

都道府県知事

令和年月日から有効期間令和年月日まで

		許	可!	事 項		
		栽	培	地		
栽培地の番号		位置	Ī.			面積(アール)
栽培均	也の数	箇所			積合計	
業務 引 を 取り 事務所						
備	考					

大麻持出し許可書

第 号

住 所 法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地

第一種大麻草採取栽培者

氏名 (法人又は団体にあっては、その名称

令和 年 月 日付けで申請のあった大麻持出しを、大麻草の栽培の規制に関する法律第11条の規定により、申請のとおり許可する。

令和 年 月 日

都道府県知事

第一種大麻草採取栽培者名簿

①登録番号及 び登録年月日	②住所地、氏名又は名称及び生年月日(法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名を含み、生	③栽培地の数、位 置及び面積	④業務上大麻 を取り扱う事 務所の位置	⑤栽培目的	⑥免許に付した 条件	⑦免許証の再交付 の事由及び年月日	⑧法第12条の6第2項 の規定による登録の抹 消の事由及び年月日
	年月日を除く。)						

大麻取扱いの手引き (第一種大麻草採取栽培者向け) (令和7年3月版)

はじめに

1. 令和5年12月に成立した「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。)」が令和6年12月12日及び令和7年3月1日の2段階に分けて施行されます(1段階目は施行済み)。これにより、大麻草の栽培に関する規制が大きく変わりますのでご注意ください

この手引きにおいては、以下のように用語を略称します。

- ・ 「旧法」とは、改正法第1条による改正後の「大麻草の栽培の規制に 関する法律」をいいます(令和6年12月12日施行済み)。
- ・ 「法」とは、改正法第2条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいいます(令和7年3月1日施行)。
- ・ 「麻向法」とは、改正法第4条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法」をいいます。
- ・ 「省令」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正 する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第1条によ る改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」をいいま す。
- ・ 「麻向法施行規則」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の 一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令 第2条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」をいいま す。
- 2. 改正法では、以下のように経過措置がとられています。

法の施行の際(令和7年3月1日)に現に免許を受けている旧法の大麻草採取栽培者については、その免許の有効期間内(令和6年12月31日までに免許を受けた方は令和8年12月31日まで。令和7年1月1日から2月28日までに免許を受けた方は令和9年12月31日まで。)は、法施行後もそのまま旧法の大麻草採取栽培者として扱われます。

3. 第一種大麻草採取栽培者について

法の施行により、大麻草採取栽培者が第一種大麻草採取栽培者と第二種大麻草採取栽培者に区分されます。

大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者では、栽培目的や各規制が異なりますので、ご注意ください。大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者の違いは以下のとおりです。第一種大麻草採取栽培者の規制についての詳細は、この手引きの各項目をご確認ください。

(1) 栽培目的

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
種子又は繊維を採取する目的	大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の製品)の原材料を採取する目的

(2) 栽培することのできる大麻草の種類

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
制限はない。	大麻草の Δ9-THC の含有量が政令 で定める基準 (0.3%) を超えない こと

(3) 加工の規制

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
	栽培地を管轄する地方厚生(支)
加工制度はない。(ただし、種子	局の局長(以下「地方厚生局長」
又は成熟した茎の加工は可能。)	といいます。) の許可の下、大麻
	草を加工することができる。

(4) 種子に関する規制

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
大麻草の発芽不能未処理種子 (※)を輸入することができない。 (※)「発芽不能未処理種子」とは、熱 処理又は燻蒸による発芽しないための 処理がされていない大麻草の種子をい います。	地方厚生局長の許可の下、大麻草 の発芽不能未処理種子を輸入す ることができる。

第1 免許(法の規定に基づき「第一種大麻草採取栽培者」になろうとする方)

(1) 免許の申請手続(法第5条)

第一種大麻草採取栽培者の免許を受けようとする方は、栽培地を管轄する都道府県の知事(以下「都道府県知事」といいます。)に免許を申請してください。

申請を行う際には、次の書類等が必要です(詳細については都道府県薬務主管課又は保健所(以下「都道府県」といいます。)にお尋ねください。)。

- ① 第一種大麻草採取栽培者免許申請書(省令別記第1号様式)
 - ※ 栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合 には、栽培地ごとにその位置と面積を追加して記載してください。
 - ※ 免許を受けようとする方の住所地、氏名及び生年月日については、 法人又は団体にあっては、その業務を行う役員を含みます。
 - ※ 「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から
 - ・業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称
 - ・第一種大麻草採取栽培者(法人又は団体にあっては栽培に従事する者)及び補助者の氏名や業務上の役割

- ・盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応等について記載してください。
- ② (個人の場合) ⑦略歴を記載した書類、①住民票の写し、⑥公の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
 - ※ 身分証明書又は資格証明書には、以下のようなものがあります。 このほかの書類等を提出しようとするときは、申請先の都道府県 にご相談ください。
 - ・マイナンバーカード
 - 運転免許証
 - ・旅券(パスポート)
 - ・官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書 (写真・生年月日のあるもの)
- ③ (法人又は団体の場合) ⑦定款、②登記事項証明書(これらに準ずるものを含みます。)
- ④ (法人又は団体の場合) ⑦その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類、①当該役員の住民票の写し、⑪公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書に写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

のについては、上記②をご覧ください。

- ⑤ 免許を受けようとする者(法人又は団体の場合は、その業務を行う役員)が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の「診断書」(別記様式1)
- ⑥ 免許を受けようとする者(法人又は団体であれば、その業務を行う役員)が法第5条第2項に規定する欠格事由に該当しない旨の宣誓書(氏名部分は自署してください。)(別記様式2)
- ⑦ 栽培地の登記事項証明書
- ⑧ 栽培地の区域を示す図面(栽培地全体が分かる図面に、免許期間中に 栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるように してください。)面積は、アール換算で算出してください。
- ⑨ 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等(免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類です。屋内栽培を実施する場合は、建物の所有者から当該書類の提出を受けてください。)
- ⑩ 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項又は旧法第2条第3項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し
- ① 事業計画書
 - ・ 事業計画書には、大麻草の種子、枝葉その他の大麻草の部位を用い栽培するかを記載し、当該大麻草のΔ9-THCの含有量が政令で定める基準を超えないことを証明する書類を添付してください。
 - ・ 事業計画に法第12条の4第1項の規定に基づく許可を受けなければならない加工が含まれている場合、加工の過程(製造されたものが麻薬・指定薬物ではないことを確認する分析もその過程に含むもの。)、加工設備等の資料も併せて添付してください。また、

当該資料等については、管轄の地方厚生(支)局麻薬取締部(以下「地方厚生局麻薬取締部」といいます。)にも提出してください。

- ② 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 (業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設等をいいます。 また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管設備と明確 に分離してください。)
- ③ (法人又は団体の場合)大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の 写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係が分かる書 類
- ④ (法人又は団体の場合) 大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を 記載した書類
- (2) 免許の有効期間等(法第8条、第7条第2項)

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の 12 月 31 日まで(最長3年間)です。

免許証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

(3) 免許の取消し(法第12条の7第1項)

免許の取消しを受けようとするときは、次の事項を記載した「第一種大麻草採取栽培者免許取消届」(省令別記第4号様式)に免許証を添えて、都道府県知事に届け出てください。

- ① 免許証返納の理由及びその年月日 理由は、具体的に記載してください。
- ② 現在の大麻草の作付面積 作付面積は、アール換算で算出してください。
- ③ 現に所有する大麻、麻薬及び発芽不能未処理種子の品名及び数量 大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載し、数量に ついては品種ごとの重量を記載してください。

栽培中の大麻草の本数は、概ね 100 本を超えるような場合は、1メートル四方における本数×作付面積として計算してください。

収穫したものは、重量(複数品種を栽培している場合には、品種ご との重量)で計上して記載してください。

重量で記載する場合は、キログラム単位又はグラム単位で表すものとし、キログラム単位で記載する場合であって小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入し、グラム単位で記載する場合であって小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入してください。

重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草1本当たりの重量×推定本数として計算するか、フレキシブルコンテナバック等の容器に収納するなどし、その収納容量から重量を推定してください。この場合、小数点以下の端数については省略して構いません。

大麻草に品名がない場合は、栽培年(西暦) —特定の番号で分類して記載してください(例. [2025-1])。

- ④ 現に所有する大麻草の繊維の数量 繊維の数量は、重量で記載してください。重量の記載方法は、③を 参考にしてください。
- (4) 第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散した場合(法第12条の7第3項)
 - 第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、
 - の相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者
 - ⑦清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、又は合併により設立され た法人の代表者

は、30日以内に免許証を添えて、「第一種大麻草採取栽培者死亡等届」(省 令別記第5号様式)により都道府県知事に届け出てください。

なお、現に大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬がない場合でも、その旨 を届け出てください。

※ 届出書の記載方法は、(3)免許の取消しを参考にしてください。

(5) 免許の失効

免許は、次の場合にその効力を失います。①又は②に該当する場合の免 許証の取扱いについては、(7)免許証の返納に従って処理してください。

- ① 免許の有効期間が満了した場合
- ② 法第12条の6第1項の規定により免許を取り消された場合
- ③ 法第12条の7第1項の規定により第一種大麻草採取栽培者が、免許の取消しを受けようとするときに係る届出をし、それを受けた都道府県知事が当該届出に係る免許を取り消した場合
- ④ 第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散した場合
- (6) 免許証の再交付(法第7条第3項、第4項)

免許証を毀損し、又は亡失したときは、15日以内に、毀損した場合には 当該免許証を添えて、「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」(別 記様式4)により、都道府県知事に免許証の再交付を申請してください。

また、免許証を亡失し免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「第一種大麻草採取栽培者免許証返納届」(別記様式5)により、都道府県知事に当該免許証を返納してください。

(7) 免許証の返納(法第7条第5項)

免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は法第12条の6第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「第一種大麻草採取栽培者免許証返納届」(別記様式5)により、都道府県知事に免許証を返納してください。

第2 第一種大麻草採取栽培者名簿(法第6条)

(1) 第一種大麻草採取栽培者名簿

都道府県に備えられた第一種大麻草採取栽培者名簿には、次の事項が登録されています。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所地、氏名又は名称及び生年月日(法人又は団体の場合は、その業務を行う役員の氏名を含み、生年月日を除く。)
- ③ 栽培地の数、位置及び面積
- ④ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置
- ⑤ 栽培目的
- ⑥ 免許に付した条件
- (7) 免許証の再交付の事由及び年月日
- ⑧ 法第12条の6第1項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

(2) 第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更

第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項のうち以下のものに変更が生じたときは、それぞれそのことが分かる書類を添えて、15日以内に「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」(別記様式3)により、都道府県知事にその旨を届け出てください。

- ・ 住所地又は氏名(法人又は団体であれば、主たる事務所の所在地又は 名称)
- ・ 栽培地の数、位置又は面積
- 業務上大麻を取り扱う事務所の位置

変更の届出に当たっては、変更の内容に応じて、「第1 免許」の(1)に記載の資料を提出してください。

なお、変更の内容によっては、免許の再申請が必要となる場合がありますので、速やかに都道府県に相談してください。

免許の再申請が必要となる場合とは、例えば、

- ① 申請時における事業計画において想定されていなかった栽培地を 追加する場合において、当該栽培地の面積が、既存の栽培地の面積 (申請時、事業計画書で示していたものを含む。)を含め概ね3分 の1を超える場合
- ② 申請時における栽培目的から全く異なる目的を追加又は変更する場合

等があたるものと考えます。

第3年間報告(法第9条)

第一種大麻草採取栽培者は、免許の有効期間における各年について、その翌年の1月31日までに、「第一種大麻草採取栽培者の年間報告書」(省令別記第2号様式)により、次の事項を都道府県知事に報告してください(免許の有効期間が満了した者を含みます。)。

① 大麻草の作付面積

作付面積の記載方法は、「第1 免許」の(3)②を参考にしてください。なお、栽培地全体の区域が分かる図面に当該年中に作付けした部分に網掛けするなどして分かるようにし、年間報告書に添付してくだ

さい。

- ② 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量 数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)④を参考にしてください。
- ③ 当該年の初日に所持した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数 量
- ④ 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻及び発芽不能未処理種子の品 名及び数量
- ⑤ 当該年の末日に所持した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数 量
- ⑥ 当該年中に譲り渡した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
- ⑦ 当該年中に廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
- ※③~⑦の項目の品名及び数量の記載方法は「第1 免許」の(3)③を参考に してください。

第4 大麻の譲渡し・譲受け

大麻の譲渡し・譲受けは、麻向法の規定に基づいて行われます。麻向法第24条第1項第4号の規定により、第一種大麻草採取栽培者は、製品の原材料として使用する大麻を他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。なお、その譲渡し・譲受けは、原則として、手渡しによって行ってください。ただし、遠方等によりどうしても手渡しが難しい場合は、あらかじめ輸送機関と調整のうえ、盗難防止策を講じて配送してください。

第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の加工の過程において製造された麻薬を 第三者に譲り渡すことができません。当該麻薬は麻向法第 29 条の規定に基づ き廃棄する必要があります。

なお、大麻草の発芽不能未処理種子の譲渡し・譲受けについては、後述の「第7 大麻草の種子の取扱い」を参考にしてください。

- (1) 譲渡し (麻向法第24条、第32条)
 - (7) 大麻を譲り渡すときは、あらかじめその相手方である第一種大麻草 採取栽培者等から「麻薬譲受証」(麻向法施行規則別記第 16 号様式) の交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、大麻や「麻薬 譲渡証」(麻向法施行規則別記第 17 号様式)を交付することができま せん。
 - (4) あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合は、麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備がないか確認してください。
 - (ウ) 麻薬譲渡証は、大麻を譲り渡す第一種大麻草採取栽培者が作成してください。麻薬譲渡証に押印だけをして先渡ししておく、いわゆる白紙委任は行ってはいけません。また、大麻を譲り渡す側が麻薬譲受証を作成し、大麻を譲り受ける側に押印だけをさせ、これを持ち帰るということも行ってはいけません。
 - (エ) 麻薬譲渡証には、譲渡人である第一種大麻草採取栽培者の氏名(法人

又は団体の場合には名称及び代表者の氏名)を記載し、第一種大麻草採取栽培者の専用印(法人の場合には代表者の印(他の用務と併用する印は認められません。))を押印してください。

なお、譲渡人が国、地方公共団体等の場合には、氏名欄に当該施設の 名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印(又はこれに準ずるもの)を 押印しても差し支えありません。

- (オ) 品名及び数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。
- (カ) 麻薬譲渡証の容量及び筒数の欄は、記載する必要はありません。
- (キ) 麻薬譲受証は、紙媒体による譲受証の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて電磁的記録媒体を交付することも可能です。例えば、改変の有無を確認できる措置等を講じた上で、PDFファイルのメール送信や、記録がなされた磁気ディスク等の交付等により交付を行うことができます。
- (ク) 大麻を譲り渡す際は、譲受人である第一種大麻草採取栽培者等の立会いの下、次の事項について確認してください。
 - ※ 麻薬譲渡証に記載された大麻の品名及び数量と現品が相違しないか
 - ※ 麻薬譲渡証の記載事項や押印等に漏れなどの不備はないか
- (ケ) 大麻を譲り渡した第一種大麻草採取栽培者は、麻薬譲受証の交付を受けた日から2年間、当該麻薬譲受証を保存してください。電磁的記録媒体で交付を受けた場合(電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムなどにより記録されたもの。)は、その記録について当該提供を受けた日から2年間保存してください。
- (コ) 麻薬譲受証を紛失し、又は毀損した場合は、理由書等(毀損した場合は、当該麻薬譲受証を添付)を相手方の第一種大麻草採取栽培者等に提出し、麻薬譲受証の再交付を受けてください。
- (サ) 大麻を譲り渡すため栽培地から栽培地外へ大麻を持ち出す場合は、 あらかじめ都道府県知事から、法第11条に規定する持出しの許可を受 ける必要があります(「第9 大麻の持出し」参照)。
- (2) 免許の失効に伴う譲渡し等(法第12条の8)
 - (7) 大麻

免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者(「第1免許」の(5)参照、以下「免許期間満了者等」といいます。)は、それらの事態が発生した日から50日以内であれば、麻向法第24条の規定にかかわらず、所有し、又は管理している大麻を他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

この場合は、大麻を譲り渡した日から15日以内に「大麻等譲渡届」 (別記様式6)により、都道府県知事に届け出てください。 50 日以内に所有し、又は管理する大麻を他の第一種大麻草採取栽培者等に譲り渡すことができない場合は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(麻向法施行規則記第 11 号様式)により届け出た後、都道府県職員の立会いの下廃棄してください(「第 10 廃棄」参照)。この廃棄は、免許の有効期間満了等の事態が発生した日から 50 日以内に完了してください。

第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は法人が解散した場合には、 その旨を届け出なければならない者が代わって行ってください。

(1) 発芽不能未処理種子

免許期間満了者等は、上記の事態が発生した日から 50 日以内に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡すか、 又は廃棄してください。

譲り渡した場合は、発芽不能未処理種子を譲り渡した日から 15 日以内に「大麻等譲渡届」(別記様式6)により、都道府県知事に届け出てください。

発芽不能未処理種子を廃棄する場合、廃棄届の提出や都道府県職員 の立会いは不要です。

(ウ) 麻薬 (大麻を除く)

免許期間満了者等は、麻薬(大麻を除く)を譲り渡すことができませんので、上記の事態が発生した日から50日以内に、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(麻向法施行規則記第11号様式)により届け出た後、都道府県職員の立会いの下廃棄してください(「第10 廃棄」参照)。

(3) 譲受け(麻向法第26条、第32条)

- (7) 第一種大麻草採取栽培者は、他の第一種大麻草採取栽培者から法第 2条第4項に規定する製品の原材料として使用する大麻(法第12条の 4第1項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含みます。)を譲り受けることができます。
- (4) 大麻を譲り受けるときは、あらかじめその相手方である第一種大麻草採取栽培者に「麻薬譲受証」(麻向法施行規則別記第 16 号様式)を交付するか、又は相手方である第一種大麻草採取栽培者が交付する「麻薬譲渡証」(麻向法施行規則別記第 17 号様式)と引換えに麻薬譲受証を交付してください。
- (ウ) 大麻の譲受けに関する上記以外の事項については、(1) を参考にして ください。

第5 保管 (法第12条の5)

所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)は栽培地内に放置等せず、大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管してください。

なお、加工の過程で製造した麻薬の保管は「第6 加工(3)」を、発芽不能未 処理種子の保管は「第7 大麻草の種子の取扱い(3)」を参考にしてください。

第6加工(法第12条の4)

第一種大麻草採取栽培者は、大麻草を加工することにより、大麻草を原材料とする各種製品を製造することができます。

第一種大麻草採取栽培者が加工によって製造し、市場に流通させることができる製品は、大麻、麻薬及び指定薬物に該当してはいけません。

加工とは以下の行為等を指します。

- ・大麻草(その一部である大麻を含む。以下同じ)を乾燥する行為(自然 乾燥する場合を除く。)
- ・大麻草を細断する行為(栽培している大麻草を収穫する際に大麻草を細断する場合を除く。)
- ・大麻草から THC 類を抽出する行為
- ・大麻草から非麻薬成分(CBD等のカンナビノイド)を抽出する行為
- ・大麻草の圧縮
- ・大麻草の冷凍

(1) 加工許可(法第12条の4第1項、第2項)

大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製造するための加工を 除いた大麻草の加工は地方厚生局長の許可が必要になります。

加工許可を受けようとする方は、1月から6月まで及び7月から12月までの期間ごとに、あらかじめ栽培地を管轄する地方厚生局長に下記事項を記載した「大麻草加工許可申請書」(省令別記第3号様式)に大麻草を加工する施設の位置及び構造を示す図面及び写真を併せて提出してください。

- ① 加工のために使用する大麻草の品名及び数量
- ② 加工をする品目
- ③ 許可を受けようとする者の氏名及び住所
- ④ (法人又は団体の場合)その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事 務所の所在地
- ⑤ 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類
- ⑥ 大麻草の加工の方法及び加工の過程
- ⑦ 大麻草を加工する施設の所在地
- ⑧ 大麻草の加工の過程において製造された麻薬の廃棄の手順

(2) 加工許可基準

第一種大麻草採取栽培者が加工許可を受けるためには、許可基準を満たしている必要があります。

詳細は「大麻草の加工許可申請の審査基準について」(令和7年1月14日付け医薬発0114第1号厚生労働省医薬局長通知)をご確認ください。

(3) 報告(法第12条の4第3項)

許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、「大麻草加工報告書」(別記様式10)により、許可を受けた半期の期間経過後30日以内に、次の事項を地方厚生局長に報告してください。

- ① 加工のために使用した大麻草の品名及び数量
- ② 加工をした品目
- ③ 加工をした品目の納入先
- ④ 大麻草の加工の過程において製造された麻薬であって、廃棄されたも のの数量

(4) 加工許可が不要な場合

大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって、大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品(精麻、おがら等)を製造するときは加工許可を受ける必要はありません。

(5) 加工により製造する製品の Δ9-THC 残留限度値

加工により製造する製品(大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有するものを除く。)は、その製品の区分によって以下のとおり許容される Δ 9-THC の残留限度値が異なりますので、注意してください。

- ・油脂 (CBD オイル等) 又は粉末 (ヘンププロテインパウダー等) 10ppm 以下
- ·水溶液(清涼飲料等) 0.1ppm 以下
- ・その他(菓子類等) 1ppm以下
- (6) 加工の過程において製造された麻薬の保管(法第12条の5)

加工の過程において製造された麻薬は、業務上麻薬を取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管してください。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に 移動できない金庫(重量金庫)で、施錠設備のあるものをいいます。(手提げ 金庫、スチール製のロッカー、事務机の引き出し等は麻薬の保管庫とはなり ません。)

第7 大麻草の種子の取扱い (法第 18 条、第 19 条) (免許失効後の発芽不能未処理種子の譲渡し等は「第 4 大麻の譲渡し・譲受け(2)」を参照)

(1) 譲渡し

第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合は、熱処理又は 燻蒸により発芽不能処理を行ってください。

ただし、以下の場合は発芽不能未処理種子を譲り渡すことができます。

- ① 他の大麻草栽培者に譲り渡す場合
- ② 熱処理又は燻蒸による発芽不能処理を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合
- ③ 大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合

(2) 輸入

(ア) 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の発芽不能未処理種子を輸入する ときは、あらかじめ地方厚生局長に次の事項を記載した「大麻草発芽不 能未処理種子輸入許可申請書」(省令別記第7号様式)に免許証の写し等 を添えて提出し、許可を受ける必要があります。

- ・輸入しようとする種子の品名及び数量
- ・許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類
- ・ 種子の原産地
- 輸入目的
- ・ 荷主 (輸出者) の氏名及び住所地
- ・ 運送取扱業者の氏名及び住所地
- 輸入方法
- · 輸入予定年月日(入港予定年月日)
- 入港場所
- 納入先
- (イ) 提出先は、発芽不能未処理種子を輸入する予定の港を管轄する地方厚 生局麻薬取締部です。
- (ウ) 発芽不能未処理種子輸入許可証を送付するための返信用封筒 1 枚(長3 用以上、宛先を明記したもの)を同封してください。送料は自己負担です。簡易書留以上の返信手段を推奨します。

発芽不能未処理種子を輸入した場合は、大麻草発芽不能未処理種子輸入許可申請書を提出した地方厚生局麻薬取締部に対し、輸入完了報告書(「大麻草の種子の取扱いについて」(令和7年1月10日付け医薬発0110第1号厚生労働省医薬局長通知)の別記様式1)を提出してください。なお、記載の数量よりも多い数量の発芽不能未処理種子を輸入することはできません。

(3) 保管

第一種大麻草採取栽培者は、所有する発芽不能未処理種子を、鍵をかけた 設備内に収めて保管してください。

第8 記録

(1) 大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の帳簿の記載(法第10条)

第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻及び発芽不能未処理種子を管理するための帳簿を事務所に備え、これに次の事項を記載してください。大麻、繊維及び発芽不能未処理種子の品名、数量等の記載方法は、「第

- 3 年間報告」を参考にしてください。
- (7) 採取した大麻又は発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年 月日
 - ・ 大麻の採取日は、刈入年月日を記載してください。種子を採取した場合は、その数量及び採取日を記載してください。数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。
 - ・ 大麻草を採取し、その場で茎のみに加工した場合、成熟した茎の量 を帳簿に記載する必要はありません。

- (4) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り渡したときは、その品名、数量及びその年月日並びに譲り渡した相手方の氏名(法人又は団体の場合は名称)及び住所
 - ・ 払出しの年月日は、麻薬譲渡証に記載した年月日としてください。 このほか、備考欄には、譲受側の第一種大麻草採取栽培者等の氏名 及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)等を記載してく ださい。
- (ウ) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り受けたときは、その品名、数量及びその年月日並びに譲り受けた相手方の氏名及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)
 - ・ 受入れの年月日は麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。 麻薬譲渡証に記載された年月日と実際に大麻を譲り受けた日が異なる場合には、備考欄に実際に大麻を譲り受けた日を記載してください。このほか、備考欄には、譲渡側の第一種大麻草採取栽培者等の氏名及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)、大麻の品名等を記載してください。
- (I) 大麻又は発芽不能未処理種子を廃棄したときは、その品名及び数量 並びにその年月日
 - ・ 栽培地内で廃棄した場合は、備考欄に届出年月日を記載の上、立会 人が署名又は記名押印してください。
- (オ) 事故が発生したときは、事故を届け出た大麻、発芽不能未処理種子又 は麻薬の品名及び数量
 - ・ 備考欄に届出年月日を記載し、事故年月日は、事故発生日又は事故 発見日を記載してください。
- (カ) 播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日
- (キ) 採取した大麻草の繊維の数量
 - 大麻草の茎から加工した繊維の重量を記載してください。
- (ク) 許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日
- (ケ) 加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量並びにその年月 日
 - ・ 加工によって生じたもの(残渣等も含む)は、Δ9-THC等を含む麻薬・指定薬物である可能性が高いため、分析によって麻薬・指定薬物ではないことを確認するまで、麻薬として取扱うようにしてください
- (コ) 加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- (1) このほか、管理上、次の項目を記載することが望ましいです。
 - ・ 播種した大麻草の品名及び当該大麻草の作付面積並びに播種年月日

(2) 記載上の留意事項

(7) 帳簿は品種ごとに口座を設けて記載してください。大麻、発芽不能未 処理種子及び麻薬を分けて書く必要は必ずしもありませんが、立入検 査の際などに説明を求められた場合に説明できるように整理して記載 してください。

- (4) 紙媒体による帳簿の場合、帳簿の記載には、インク、ボールペンなど 字が消えないものを使用してください。また、帳簿に訂正があるとき は、訂正する部分を2本線で判読可能なように削除してその脇に訂正 後の文字を記載し、訂正した箇所には訂正者等の印を押してください。 修正液や修正テープは使用しないでください。
- (ウ) 帳簿には、上記(1)の事項があった都度記載をすることが原則です。 ただし、収穫、加工など一定の作業が継続して行われる場合について は、一定期間まとめた記載とすることが可能です。
- (I) 帳簿は、最終の記載の日から2年間保存してください。

第一種大麻草採取栽培者に係る帳簿の記載例

①大麻に係る帳簿

品名	2024-01			(数量:重量又は本数)
年月日	受け入れ	払い出し	残量	備考
R6. 1. 1			0	前年から繰り越しなし
R6. 3. 1			0	2024-01 1kg を用いて播種 (6アール)
R6. 7. 1			0	茎の採取に伴い枝打ち
R6. 7. 15			0	R6.7.1 に採取した茎から繊維採取 繊維収納 (8kg)
R6. 8. 1~ R6. 8. 10	6kg		6kg	大麻草 20 本を収穫 20 本を自然乾燥後、花穂部分を 6kg 採取
R6. 9. 1	20kg		26kg	厚生 太郎 (東京都霞が関1-2-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号:東京 2024-11) から譲り 受け R6.9.3 納品
R6. 10. 10		12kg	14kg	大麻株式会社(東京都霞が関3-3-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号:東京 2024-123) へ譲り 渡し R6.10.5 持出し許可
R6. 10. 15		1kg	13kg	R6.10.15 所在不明発覚(盗難の疑いあり) R6.10.16 大麻等事故届提出、●●警察署に届け出
R6. 10. 20			12kg	計量し直し 乾燥により 1kg 減少 立会者署名(又は記名押印)
R6. 11. 1		10kg	2kg	10kg を大麻成分抽出のため加工(別途麻薬 (Δ9-THC等) にかかる帳簿に記載) R6.10.21 加工申請 R6.10.31 加工許可
R6. 11. 15		2kg	0	栽培地外で廃棄 R6.11.10 廃棄届 R6.11.15 廃棄(東京都千代田区1-1-1 において廃棄)
R6. 11. 16 ~ R6. 11. 25	2. 5kg (50 本)	2.5kg (50本)	0	50 本を収穫後、ビニルハウス内で乾燥。 種子採取、種子収納 (100g) (別途発芽不能未処理種子に係る 帳簿に記載) 種子採取後の大麻について R6.11.18 廃棄届 R6.11.25 栽培地内で廃棄
R6. 12. 5	5本	5本	0	大麻 次郎 (東京都霞が関1-1) (大麻草研究栽培者免許番号:東京 2024-11) から苗木の状態 で5本譲り受け R6.12.6 納品 同日、栽培地で栽培開始

②発芽不能未処理種子に係る帳簿 ※麻薬・指定薬物として取り扱っているものについては「廊」と記載

品名	2024-01 0	種子		(数量:重量)
年月日	受け入れ	払い出し	残量	備考
R6. 1. 1			10kg (種 子)	前年から繰り越し
R6. 3. 1		lkg (種 子)	9kg (種子)	播種 (6アール)
R6. 4. 1		2kg (種 子)	7kg (種子)	腐食のため廃棄
R6. 11. 1	5kg		12kg (種 子)	厚生 太郎 (東京都霞が関1-2-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号:東京 2024-11) から譲り 受け
R6. 11. 25	0. 1kg		12. 1kg (種 子)	種子採取 種子収納(100g)
R6. 12. 1		3kg (種 子)	9.1kg(種 子)	大麻株式会社(東京都霞が関3-3-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号:東京 2024-123) へ譲り 渡し
R6. 12. 2		lkg(種 子)	8.1kg(種 子)	熱処理による発芽不能処理。
R6. 12. 4	1kg (油 碗) 4kg (残渣 碗)	5kg(種 子)	3. 1kg(種子) 1kg (油像) 4kg(残渣像)	R6.11.1 加工申請
R6. 12. 5			3.1kg (種子) 4kg (残渣	分析で当該油が麻薬・指定薬物ではないことを確認。帳簿から油 1kg を削除。
R6. 12. 6		1kg(種 子)	2. 1kg(種 子) 4kg(残渣 塚)	ネズミによる食害が発生。(滅失) R6.12.6 大麻等事故届提出
R6. 12. 10		4kg (残 渣 麻)	2. 1kg(種 子)	R6. 12. 9 麻薬廃棄届 R6. 12. 10 廃棄 立会者署名 (又は記名押印)

③麻薬(Δ 9-THC等)に係る帳簿

品名	Δ9-THC 等を [*]	含む大麻草由来	物	(数量:重量又は容量)			
年月日	受け入れ	払い出し	残量	備考			
R6. 1. 1			5kg (抽出残 渣)	前年からの繰り越し Δ9-THC 等を含む抽出残渣			
R6. 1. 10		5kg (抽出 残渣)	0	一般廃棄物収集運搬業許可業者をして廃棄 R6.1.5 麻薬廃棄届 R6.1.10 廃棄 立会者署名(又は記名押印)			
R6. 11. 1	9.5kg (粉 末)		9.5kg (粉 末)	大麻 10kg を機器で粉砕。 機器による欠目 0.5kg			
R6. 11. 2	2kg (抽出物) 2.5kg(抽出出残渣)	5kg (粉末)	4.5kg (粉末) 2kg (抽出物) 2.5kg(抽出残渣)	粉末 5kg から超臨界 CO ₂ 抽出で大麻成分を抽出。 機器による欠目 0.5kg			
R6. 11. 4		2kg (抽出 物)	4. 5kg (粉末) 2. 5kg(抽出 残渣)	抽出物の分析を実施し、当該抽出物が麻薬・指定薬物ではないことを確認。			
R6. 12. 2		0.5kg(粉 末)	4kg (粉末) 2.5kg(抽出 残渣)	保管庫から加工のため、粉末を取り出す際、床にこぼし、 0.5kg 回収できず滅失。 R6.12.3 大麻等事故届提出			

第10 大麻の持出し(法第11条)

所有する大麻を栽培地外に持ち出すためには、都道府県知事の許可を受ける 必要があります(ただし、都道府県知事に届け出た上で都道府県職員の立会い の下、栽培地外で大麻を廃棄する場合は、廃棄届の提出で足り、持出しの許可 は必要ありません。)。

大麻の持出しは、加工を目的として栽培地から栽培地外の施設に大麻草を移動させる場合や、他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合などに行われることが考えられます。

複数の栽培地を登録している場合、その栽培地から他の栽培地へ大麻を持ち 出す場合であっても、この持出しの許可が必要ですのでご注意ください。

大麻の持出しの許可を受けるに当たっては、持ち出そうとする大麻の品名及び数量、持出先の名称及びその所在地、持出しの理由等を記載した「第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書」(別記様式7)を、都道府県知事に提出してください。

なお、大麻を譲り渡す際には、持出し許可に加えて、「第4 大麻の譲渡し・ 譲受け」に記載の麻薬譲渡証、譲受証による譲渡手続も必要なことに注意して ください。

この場合、持出し許可における持出先と麻薬譲渡証の相手方が一致していることを確認する必要がありますので、相手方の免許証の写しを申請書に添付してください。

※「持出先の名称及びその所在地」について、他の第一種大麻草採取栽培者等に大麻を譲り渡す場合は、名称の欄に名称とともにその相手方の免許証の種類及び番号を記載してください。

第11 廃棄(法第12条、麻向法第29条)

(1) 栽培地内で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地内で廃棄するときは、あらかじめ、廃棄しようとする大麻 の品名及び数量、廃棄の年月日、大麻を廃棄する栽培地の場所等を記載し た「大麻廃棄届」(別記様式8)により、都道府県知事に届け出てください。

廃棄量の記載について、栽培中の大麻を大量廃棄するような場合は、栽培地1メートル四方又は大麻草1本あたりの廃棄量を元に全体の廃棄量を概算してください。なお、栽培期間中の枝打ちや落葉によって生じる大麻の廃棄については、現に生育している大麻の収穫時点、栽培地に生育中の大麻草がなくなった時点等に合計数量をまとめたものに係る廃棄届を提出しても構いません。

廃棄は、焼却、埋却など、大麻を回収することが困難な方法によって行ってください。また、埋却の際は、土にすき込むなどして再び取り出すことができないようにしてください。

廃棄方法については、廃棄場所周辺の状況を考慮し、適切な方法を選択 してください。 また、廃棄した場合は、帳簿備考欄へのその旨、日付を記載するととも に、立会人の署名又は記名押印をさせてください。

(2) 栽培地外で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地の外に持ち出して廃棄するときは、あらかじめ、上記の大麻廃棄届を都道府県知事に届け出た上、都道府県職員の立会いの下、廃棄してください。

この場合、帳簿備考欄への廃棄年月日、廃棄場所及び都道府県の職員が立ち会った旨の記載が必要です。

(3) 加工の過程で製造した麻薬を廃棄する場合 (麻向法第29条)

廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法等を記載した「麻薬廃棄届」(麻向法施行規則別記第 11 号様式)をあらかじめ都道府県知事に届け出た上、都道府県職員の立会いの下、廃棄してください。

(4) 発芽不能未処理種子を廃棄する場合

発芽不能未処理種子を廃棄するに当たっての特段の定めはありませんが、 廃棄後に発芽することのない方法で廃棄してください。

第12 事故届(法第12条の2)

所有する大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬に滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、事故が生じた大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬の品名及び数量、事故の発生状況等を記載した「大麻等事故届」(別記様式9)により、都道府県知事に届け出てください。

大麻等事故届の提出に当たっては、次の事項に注意して記載してください。

- ※ 事故が生じた大麻又は発芽不能未処理種子の品名及び数量については、品種ごとに品名、重量を記載してください。
- ※ 事故発生の状況については、事実関係を詳細に説明してください。 なお、盗取の疑いがある場合は、速やかに警察署にも届け出てください。 大麻等事故届を提出した場合には、帳簿の備考欄にその旨を記載し、大麻等 事故届の写しを保管してください。

事故に伴い大麻等を廃棄する場合(事故が生じた大麻等の一部が残っている場合であって、当該大麻等を廃棄するときに限る。)は、大麻等事故届にその経緯を詳細に記入してください。その際、大麻を栽培地内で廃棄する場合は既に事故届を都道府県知事に提出していますので別途大麻廃棄届を提出していただく必要はありませんが、大麻を栽培地外で廃棄する場合もしくは麻薬を廃棄する場合は、法第12条第2項又は麻向法第29条の規定により更に「当該職員の立会い」が必要とされていますので、廃棄するときはあらかじめ廃棄届を提出してください。

- (1) 立入検査は、法の施行のため特に必要があるときに行われますが、犯罪 捜査の目的で行われるものではありません。立入検査を行う職員(麻薬取 締官、麻薬取締員、その他の職員)は、身分を示す証票を携帯しています ので、提示を求めて確認してください。
- (2) また、立入検査の際、栽培している大麻草の濃度基準値適合性や適切な加工が行われているか等を確認するため、大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去することがあります。
- (3) 立入検査や収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

診 断 書

		H/	1/1	—				
氏 名					性	別	男	女
生年月日		年 月		日	年	齢		歳
(各項目) 1 精神機能 精神機能 □ 明 □ 専門 □ 「専門家	こついて記 能の障害 いに で に り に り に り に り に り り に り り り り り り	áなし 5判断が必要 が必要」に該	にチェ	ます。 ック 🛛 を付け 合は、診断名及 きるだけ具体的	ひ び現	に受(けている	
診断年月日			年	月 日				
	病院、 診療所	名 称						
医師	又は介 護老人	所 在 地						
네 스	保健施 設等	電話番号						
	氏	名						

宣誓書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所氏名

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第2項の規定の欠格事項である

- (1) 同法律第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していないこと
- (2) 麻薬中毒者 (麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する 麻薬中毒者) であること
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ((5) において「暴力団員等」という。) であること
- (5) 暴力団員等が事業活動を支配する者であること

上記のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

別記様式3

第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免 許	証	0	番	号	第		号	免	許	年月	日	年	月	日
変更	すべ	き!	事 項											
	栽培地	1の数 積		•面										
変	業 取 事 務	り	扱	う										
更前	住所(法人っては、	地 又は 業務	氏団体に気を行う	名 こ あ う 役										
	そ	T))	他										
	栽培地	1の数 積		•面										
変更後	業 務 事 務 住所地 スピ	り <u>所</u> ユ・氏 体に	扱 の 位 名(活 あって	う 置 法人										
	は、業の氏名													
	そ	T))	他										
変更の	事由及び	バその)年月	日										
上記の	とおり、	名领	賽登録			を生じた 月 日	ので免記	午証を	上 添;	えて届	け出	ます。		
					住 所	(法人ス	スは団体	にあ	って	は、主	たる	事務所の	所在	地)
					氏 名	(法人ス	スは団体	にあ	って	は、そ	の名	称)		
都道	府県知事	事 原	<u>n</u>											

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

別記様式4

第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免	許	証	の	番	号	第	号	免	許	年	月日	年 月 日
再及		付 そ の			由日							
	上記	のとは	さり、	免討	午証の)再交付	を申請します	r.				
		年	J	1	日							
							(法人又は団					る事務所の所在地) 名称)
	都道。	府県知	事	殿								

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。

別記様式5

第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

免	許	証	の	番	号	第	号	免	許	年	月	日	年月日	
	許 証 び そ													
	上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。													
		年	J.		В									
				•	, .									
						n ===		11.5	1.					
						任	(法人乂は団	体に	あつ	ては	, Ξ	Eたる	る事務所の所在地)	
						氏 名	(法人又は団	体に	あっ	ては	. 7	この名	名称)	
	都道序	牙県矢	中事	殿										

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第7条第4項若しくは第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

大麻等譲渡届

年 月 日

都道府県知事 殿

住所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地) 続柄

氏名 (法人又は団体にあっては、その名称)

大麻等を譲渡したので次のとおり届け出ます。

	失効前の	の免許	証の	番	号		第	号	
譲	大麻等を業 務上取り扱	所在地							
渡	っていた場 所	名称							
者	届出義務者	住所							
	/ш ш 4х4// г	氏名							
譲渡	年 月	月							
譲 渡		品名	ı					数量	
し た 大 麻 等									
	免許の	種類				免許	下証の番号	第	号
譲	麻薬研究施 設又は大麻	所在地							
受	等の所在場 所	名称							
者	麻薬研究施 設の開設者	住所							
	又は大麻草 栽培者	氏名							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡した際又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。

別記様式7

第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書

免	許	証		の	番	号	第	-	号	免	許	年	月	日		年	月	日
持大					と す 培	る地												
持た品		そう 及			· 大麻 数	乗の 量	밆				名	3数						量
持名				先所	: 千在	の地	所名	在 地										
持	出	し	Ó	カ	理	由			,									
持	出	し	の	年	月	日												
	上記	のと 年		り、 月			' 栽培地タ	↑に持ち¦	出した	といの	で申	請し	ます	0				
							住 所	· (法人又	スは団	体に	あっ゛	ては、	、主	たる	5事務原	所の別	听在 ^J	也)
							氏 名	(法人又	スは団	体に	あっ゛	ては、	、そ	の名	3称)			
	都道。	府県	:知	事	殿													

(注意)

別記様式8

大麻廃棄届

免	許	証	の	番	号		第		号	1.7	免	許	年	月	日			年	月		日
大	麻栽	浅 培	地	の住	所																
大住		取り打	及う	事務別	所の 所																
廃勇品		こうと 及		る大麻 数	系の 量	品							名数								量
廃	棄	<i>O</i>	年	月	目																
廃	棄	O,)	場	所																
廃	棄	T.)	方	法																
廃	棄	T,)	理	由																
	上記の	のと‡ 年		、大麻 月	_	혼棄	した	いの	で届	計出	出ます	ト。									
		ı) 1		住	所	(法)	人又	は団	体に	あっ	てに	t,	主た	る事	務	折の	所名	主地	五)
						氏	名	(法)	人又)	は団	体に	あっ	てに	t,	その	名称	۲)				
	都道风	府県知	和事	殿																	

(注意)

大麻等事故届

免	許	証	· 0	番	号	第	<u> </u>	子	免	許	年	月	日		年	月	日
免	許		の	種	類				氏			2	名				
事責	女が	生	じた	. 大 席		品				彳	3数						量
				上大麻 子及(
		扱		務所の													
事	故の	D }	発 生	生 状	況												
	場別 類、	í、 盗難	事故	三月日 女の種 場合い う有無	i t												
	 上記 <i>0</i>	りと	おり	、事点	<u></u> 汝が多	 	こので届り	<u></u> ナ出ま	<u></u>								
		年		月	日												
						住 所	(法人又	は団	体に	あっ゛	ては	、 主	三たる	る事務	所の	所在:	地)
ı						氏 名	(法人又	は団	体に	あっ゛	ては	、そ	この名	名称)			
<u>1</u>	都道府	守県	知事	殿													

(注意)

別記様式10

大麻草加工報告書

免 許	証	の	番	号	第		号	免許年	月日		年	月	日
免 許	証	0	種	類									
加工の7					品			名	数				量
加工	をし	、た	· 日	目									
加工を	したよ	品目の	り納ノ	人先									
大麻草においであっ	て製造	きさ∤ 廃棄	ιた床 :され	乘									
備			200	考									
上記	のと‡	さり、	大麻	ボ草を	加工した	とので	報告し	ます。					
			年	月	日	住	所()	法人又は団 ては、主たる 所在地	体にあっ 事務所	; ; o			
厚生	労働フ	大臣((地方)	厚生	(支)局;		名	去人又は団 ては、その名	体にあっ				

(注意)

【省令】別記第1号様式(法第5条、第13条第1項関係)

収 印 (大臣免許に)	第一種大麻草採取 第二種大麻草採取 大麻草研究	栽培者免許申請書
人臣兄計に 限る。	人麻早研究	

				2	数	
栽	培		地	位	置	
				面	積	
目					的	
計	画		概		要	
業	務	学目	理	体	制	
備					考	
	:記のと: 年				けたい	いので申請します。
	7+	月	日	住		(法人又は団体にあっ) ては、主たる事務所の 所在地を含む。
				氏	名	(法人又は団体にあっ) ては、その名称及び役 員の氏名を含む。
		生	臣 年		日	(法人又は団体を除く。)
厚	生労働大	(臣)	地方厚	生()	支) 局县	長、都道府県知事) 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

【省令】別記第2号様式(法第9条関係)

第一種大麻草採取栽培者の年間報告書

免 許 証 番 号	第	号	免 許 年 月 日	年 月	日
大麻草の作付面積			当該年中に採取した 大麻草の繊維の数量		
大麻及び発 芽 不 能 未 処 理 種 子名	当該年の初めに		当該年中に譲り渡し、		備考
上記のとおり、報告しま 年 月 日	す。				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人又は団体にあっては、	、主たる事務所の所	在地を含む。)		
氏名 (法 <i>)</i>	人又は団体にあっては、	、その名称及び役員	の氏名を含む。)		
生年月日 (法)	人又は団体を除く。)				

(注意)

都道府県知事 殿

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 栽培地が複数ある場合には、原則として栽培地ごとに作成すること。

【省令】別記第3号様式(法第12条の4条第1項、第17条第1項関係)

大麻草加工許可申請書

免許証の番号	号	第	号	免 許 年月日	生	Ę.	月	日					
免 許 の 種 類	類												
品													
	に る 草	品		名	数			量					
	び 程												
	の 地												
加工において製造された麻薬の廃棄手順 (第一種大麻草採用 栽培者に限る。)	順 取												
上記のとおり	, ,	大麻草を加工	したいので	申請します。									
年	月	日											
			住	所ては、	又は団体にあっ . 主たる事務所 地を含む。								
			氏	名しては	又は団体にあ 、その名称及で の氏名を含む。	バ							
厚生労働大臣(厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿												

(注意)

【省令】別記第4号様式(法第12条の7第1項、第17条第1項、第2項関係)

第一種大麻草採取 第二種大麻草採取 大麻草研究 栽培者免許取消届

免	許	証	0)	番	号	第		号	免言	許 年	月日		年	月	月
免	許	証	Ø	種	類										
	許証び				由日										
現 作	在	の ナ 付	麻面		の 積										
現	に	所	有	す	る	品				名	数				量
大	麻の	品名	5 及	び数	量										
-	に 芽不		有	す 1 話 ユ		品				名	数				量
品品	名名	及	U U	数数	量										
現麻	に 薬の	所品。	有	す び数	る。	品				名	数				量
(大	麻	草	研	究										
栽現		<u>f に</u> 所	<u>除</u> 有	く <u>。</u> す	<u>)</u> る										
	麻草第一														
	培者														
備					考										
	上記	のと‡	おり、	免許	· の取	ス消しを	:受けた	いので	、免討	午証を	上添えて	届け出	ます。		
				年	月			_							
							住	所した	ては、自 所在地	Eたる を含む	体にあっ 事務所(む。	ח			
							氏	名で後	と人又 には、そ と員の	は団 その名 氏名 ²	体にあっ 称及び を含む。				
	厚生	労働力	大臣(地方區	厚生	(支)局:		道府県知							

(注意)

【省令】別記第5号様式(法第12条の7第3項、第17条第1項、第2項関係)

第一種大麻草採取第二種大麻草採取大麻草研究

栽培者死亡等届

免 許 証 の	番 号	第	号	免 年 月	許日		年	月	日			
免 許 証 の	種 類			氏	名							
届出の	理 由											
栽培地	所 在 地											
	名 称											
現 在 の 大 麻 作 付 面												
現に管理	する	品			名	数			量			
大麻の品名及												
現に管理する不能未処理	る発芽種子の	品			名	数			量			
品名及び	数量											
現に管理する		品			名	数			量			
品 名 及 び (大 麻 草	数 研 究											
	< 。)											
現に管理する大繊維 維めの	は 株 卓 の数 量											
(第一種大麻	草採取											
栽培者に限												
備	考											
上記のとおり、	免許証を	添えて届	け出ます。									
年	月 日					$\overline{}$						
		住	法人又は、主所在地を	たる事		ח						
		届と	出義務者続柄									
氏 名 法人又は団体にあっては、その名称及び 役員の氏名を含む。												
厚生労働大臣(地方厚生((支)局長、	都道府県知	事) 殿								

(注意)

【省令】別記第7号様式(法第19条第1項関係)

大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書

免	許	証	0)	番	号	4	第	号	免許年月	日	年	月	日
免	討	F (か	種	類								
本公	-1 }	۲. ä	1	h 7 19	÷ →	品			名	数			量
丰	八し	より	2 9	する種	4 丁								
原		Ţ.	産		地								
輸		入	F		的								
荷氏	主 名	(輸 及 で		者) 主 所	の 地								
運氏	送 名			業 者 主 所	の 地								
輸		入	J	片	法								
輸 (予 分 表 予 分		手 月 · 月 日	月)								
入		港	均	罗	所								
納			入		先								
	Ŧ	記の。	とおり)、大麻	末草発	芽不	能未免	処理種	子を輸入した	たい	ので申請しま	す。	
		年		月	日					711	国体によ	`	
								住	所ては	、主	団体にあっ たる事務所の 含む。		
								氏	名 ては 役員	又は 、そ のF	:団体にあっ の名称及び :名を含む。		
	地方原	厚生 ((支)	局長	殿						. н с н о о) 	

(注意)

【麻向法施行規則】別記第11号様式(第十条関係)

				麻		薬	廃	棄	届				
免	許	証	T)) 番	号	第	号	免許年	月日		年	月	日
免	許	Ø))	種	類			氏	名				
	薬業務			所 在	地								
麻	薬の所	在場別	近	名	称								
廃	棄し	よ	う	とす	る	口口			名	数			量
麻					薬								
廃	棄	の	年	月	目								
廃	棄	0))	場	所								
廃	棄	0))	方	法								
廃	棄	(T))	理	由								
	上記の	つとお	り、	廃棄しる	たいの	ので届り	ナ出ます。						
		年		月	目								
						住 所 (法人にあつては、主た) る事務所の所在地							
						届出	衰務者続柄						
						氏	名(法人にる	あつては	、名称	;)			
	都道府	県知事	÷.	殿									

(注意)

【麻向法施行規則】別記第16号様式(第十二条関係)

		麻 薬	譲	受 証					
							年	月	日
譲受人の免許証の番号	第	号	<u>;</u>	譲受人の	免 許 の 種 類				
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)									
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は 麻薬研究施設の設置者の場合は、当該 施設において麻薬を管理する麻薬管 理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免 許 証	の 番 号	÷	第	号 氏 名				
麻薬業務所又は大 麻草栽培者が大麻 所 在 地			·						
を業務上取り扱う 事務所									
品名	容	量	筃	数	数	量備			考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【麻向法施行規則】別記第17号様式(第十二条関係)

					麻薬	譲	渡	証						
												年	月	日
譲渡人の免	许 証	Ø	番号	第	4	号	譲渡	人の免言	午の種類					
譲渡人の氏名(法人に	あって	ては、	名称)											
麻薬業務所又は大麻草 栽培者が大麻を業務上	所	在	地											
取り扱う事務所	名		称											
品			名	容	量	笛		数	数	量	備			考
														-

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【「大麻草の種子の取扱いについて」(令和6年1月10日付け医薬発0110第1号厚生労働省 医薬局長通知)】

別記様式1

輸入完了報告書

									,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11:11					
輸	入	許	可	書	の	番	号	第	号	許可年月	日		年	 月	日
								<u> </u>		名		数		量	
輸	入	し	た	大	麻	種	子								
原			<u> </u>	奎			地								
輸		入	•		目		的								
荷氏	主名				者 所		の 地								
運氏	送 名	取 及			業 住	者 所	の 地								
輸		送			方		法								
輸 (月 月		月)								
入		港	<u> </u>		場		所								
納			Ī	人			先								
_	上記の	のと	おり) 、 ;	大麻	種子	·の _輌	介入を完了し	よしたの	つで報告しまっ	す。				
		年		月		日									
		住		所	(法	人又	.は5	団体にあって	ては、主た	こる事務所の原	折在地)				
		Æ		夂	()	γЛ	けに	H休にあって	ーロ その)名称)					

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

地方厚生(支)局長 殿

第一種大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【目的等】

- Q1 第一種大麻草採取栽培者免許は、どのような目的で取得できるので すか。
- A 第一種大麻草採取栽培者免許は、麻薬に該当しない又は指定薬物を 含有しない大麻草の製品(飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、 嗜好品、飼料、肥料、燃料)の原材料を採取することが目的の場合に取 得することができます。

【大麻草栽培規制法第2条第4項、大麻草栽培規制法施行規則第1条】

- Q2 改正法第1条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の大麻草採取栽培者と改正法第2条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の第一種大麻草採取栽培者の違いを教えてください。
 - A これまで、種子・繊維の採取に限定されていた栽培目的が、第一種大麻草採取栽培者については、上記Q1の原材料の採取に目的が拡大しております。また、原材料として使用できる大麻草の部位についても、成熟した茎及び種子に限定されていましたが、麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品の原材料であれば、大麻草の全ての部位を用いることができます(詳細は、【加工】の項目を参照)。
 - 一方で、濫用による保健衛生上の危険性が高い Δ 9 THC を多く含む 花穂や葉を用いることが可能であるため、第一種大麻草採取栽培者が 栽培できる大麻草は、 Δ 9 THC の含有量が 0.3%以下のものに限定されています。

【大麻草栽培規制法第2条第4項等】

【経過措置】

- Q3 大麻草採取栽培者免許を有していますが、改正法の二段階目が始まる令和7年3月1日以降であれば、第一種大麻草採取栽培者と同様に、種子・繊維の採取以外の目的で大麻草の栽培を行うことができますか。
 - A できません。

種子・繊維以外の大麻草の製品の原材料を採取する目的で大麻草の 栽培を行う場合は、第一種大麻草採取栽培者免許を取得する必要があ ります。 Q4 大麻草採取栽培者免許を有していますが、同時に第一種大麻草採取 栽培者免許を取得することはできますか。

A 可能です。

ただし、第一種大麻草採取栽培者は Δ 9 -THC が低濃度の品種を用いなければならないなど、各免許の審査基準を満たしていなければなりません。

- Q 5 大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者間で大麻草の譲渡は 可能ですか。
 - A できません。

令和6年12月12日から令和7年2月28日までに免許を取得した大麻草栽培者(大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)と、令和7年3月1日以降に免許を取得した大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)の間で、大麻草の受け渡しはできません。

Q6 大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者の免許を有している場合、大麻草採取栽培者として収穫した大麻を第一種大麻草採取栽培者の資格でまとめて保管、管理することは可能ですか。

A できません。

大麻草採取栽培者は改正法第1条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の規定に基づき保管、管理を行ってください。第一種大麻草採取栽培者は改正法第2条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の規定に基づき保管、管理を行ってください。

Q7-1 第一種大麻草採取栽培者が、大麻草採取栽培者に発芽不能未処理種子を譲り渡すことははできますか。

A できません。

第一種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り渡すことのできる者は令和7年3月1日以降に免許を取得した大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)となります。

そのため、令和6年12月12日から令和7年2月28日までに免許を取得した大麻草栽培者(大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)に対し、第一種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り渡すことはできません。

- Q7-2 大麻草採取栽培者は第一種大麻草採取栽培者に発芽不能未処理種子を譲り渡すことはできますか。
 - A できます。

第一種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り受けることのできる相手方に制限はありません。

【免許】

- Q8-1 第一種大麻草採取栽培者免許は法人又は団体として取得することができますか。
 - A できます。

【大麻草栽培規制法第5条第1項】

- Q8-2 団体とはどのような団体を意味しますか。
 - A 民法上の組合など、法人格を有しない団体を指します。

【大麻草栽培規制法第5条第1項】

- Q9 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 は、どのような資料が必要ですか。
 - A 業務上大麻を取り扱う事務所の位置が分かる周辺地図や、事務所の 内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真が必 要です。

なお、事務所内に保管場所や加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面に記載し、また写真を添付してください。

【大麻草栽培規制法施行規則第1条第11号】

- Q10 宣誓書は自筆である必要がありますか。
 - A 手引きで定めている様式を使用することはできますが、署名は自筆 で行ってください。

【大麻草栽培規制法施行規則第1条第5号】

- Q11 医師の診断書には、医師の押印が必要ですか。
 - A 省略可能です。ただし、押印の有無に関わらず、免許審査において必要に応じて診断書の真正性を確認される場合があります。

【大麻草栽培規制法施行規則第1条第4号】

- Q12 第一種大麻草採取栽培者の栽培地が複数の都道府県に及ぶ場合は、 それぞれ都道府県知事に免許申請をする必要がありますか。
 - A そのとおりです。それぞれの栽培地が異なる都道府県の管轄にある場合は、それぞれの栽培地を管轄する都道府県に免許申請をする必要があります。

なお、第一種大麻草採取栽培者がそれぞれの栽培地において、栽培地 を実地に管理する必要があります。

【大麻草栽培規制法第5条第1項】

- Q13 第一種大麻草採取栽培者は、専ら補助者に栽培を任せることは可能ですか。
 - A できません。

大麻草の栽培については、第一種大麻草採取栽培者自身が、実地に管理できる状況にあることが必要です。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従して行うことを意味し栽培業務の常勤であることが必要ですが、不在時において、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラなど栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含むものと考えます。

したがって、第一種大麻草採取栽培者自身が実地に管理せずに、専ら補助者に栽培管理を行わせることはできません。

また、第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培することができます。

- Q14 第一種大麻草採取栽培者免許は現行法の施行日以降でなければ申請することはできませんか。
 - A 施行目前であっても、免許申請ができます。申請の受付開始日については、栽培地を管轄する都道府県薬務主管課までお尋ねください。

【大麻草栽培規制法第5条第1項】

【大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第7条】

Q15-1 第一種大麻草採取栽培者として収穫した大麻草について、加工 許可を得て大麻草を原材料とする製品を生産することを予定してい るのですが、第一種大麻草採取栽培者免許申請時に併せて加工許可申 請を行うことはできるのですか。

A できません。

加工許可申請を行うには、加工期間、加工のために使用する大麻草の 品名及び数量等が具体的に定まっている必要があります。大麻草を収 穫した後(又は収穫の見込みがたった後)に申請を行ってください。

なお、第一種大麻草採取栽培者の免許申請において、製品の製造過程に、法第12条の4第1項の規定により、厚生労働大臣の許可を受けなければならない「加工」が含まれる場合は、当該免許申請者に対して、加工の技術的方法、加工設備、抽出物が麻薬、指定薬物ではないことを検査できる手段の確保(外部委託を含めた検査体制の整備、品質保証書の作成等)、抽出物の盗難防止や保管の方法等に関する資料を準備した上、栽培地を管轄する都道府県薬務主管課に提出するとともに、麻薬取締部にも事前に相談してください。

Q15-2 加工設備を持っていないため、加工設備がある他の第一種大麻草採取栽培者に、大麻を譲渡することを計画していますが、そのような計画でも免許は申請できますか。

A 可能です。

事業計画書に、譲渡先の第一種大麻草採取栽培者の詳細(免許番号等) を記載してください。また、当該譲渡先が加工を引き受けることに同意 していることが分かる資料(業務委託に関する契約書等)を添付してく ださい。

譲渡先が第一種大麻草採取栽培者免許の申請中の場合は、その旨を 事業計画書に記載してください。

Q15-3 第一種大麻草採取栽培者の免許を受けようと考えていますが、加工した品目について残留限度値を超えていないことを自社施設で確認するための分析を行うため、 Δ 9-THCを標準品として使用する必要があります。それを行うためには、別途麻薬研究者の免許が必要ですか。

A そのとおりです。

 Δ 9 - THC を入手し、取り扱うためには、麻向法において定める麻薬研究者免許が必要です。麻薬研究者免許の申請に関しては、都道府県薬務主管課にお問い合わせください。

【栽培地】

- Q16 大麻を屋内で栽培する際、「同一ビル内の複数階で栽培する場合」 や「同一フロア内の複数個所で栽培する場合」において、複数の栽培地とする必要があるのでしょうか。
 - A 各栽培地が接続している場合においては一つの栽培地として認識して構いません。ただし、ビル全体が栽培施設ではない場合において、栽培地の階が異なっているときなどは、栽培地が接続しているとはいえないため、複数の栽培地として認識する必要があります。
- Q17 栽培地となる土地が登記簿上分筆されており、地番が異なる場合でも、その土地同士が接続しており、管理に一体性があると判断できる場合、一つの栽培地として差し支えないですか。
 - A 一つの栽培地として問題ありません。

その際、栽培地の所在地には該当する土地の複数の地番を記載してください。

- Q18 栽培地が公道や河川等により分断されている場合でも一括して栽培を管理する場合、一つの栽培地として差し支えないですか。
 - A 栽培地が接続している場合のみ、一つの栽培地とするのが原則ですが、当該栽培地を行き来する際、第三者の土地を経由しない場合においては、一つの栽培地と考えます。
- Q19 栽培地の一部分を「業務上大麻を取り扱う事務所」として利用して よいですか。
 - A 構いません。

その場合、栽培地から事務所へ大麻草を持ち出す際の持出し許可は 不要です。なお、この事務所から栽培地外に持ち出す際には、許可が必 要となります。

- Q20 栽培地の面積を記載する場合は、作付面積の記載でよいですか。また、複数の栽培地がある場合は、その合算で差し支えないですか。
 - A 原則、栽培地の面積については作付面積を記載するものですが、栽培地に事務所等が所在する場合や実際には大麻草を栽培しなかった土地も存在しうることから、この場合においては、これらを栽培地の面積に含めて差し支えありません。

栽培地が複数ある場合は、その合算を記載してください。

【報告】

- Q21 大麻の帳簿等に記載する「品名」はどのように記載すればいいですか。
 - A 品種ごとに区別が付くように記載してください。品種が不明な場合等は、「栽培年(西暦) 特定の番号」(例.「2025-1」)等個々の大麻が識別できるように品名を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第10条第1項】

- Q22 譲り受けた大麻の数量はキログラム又はグラム単位で計上することとなっていますが、大麻草 (ロックウールやプランターに入れられた状態)を譲り受けた場合も重量で報告する必要があるのでしょうか。
 - A 大麻草を譲り受けた場合は本数で計上してください。

【大麻草栽培規制法第9条】

【栽培】

- Q23 栽培していた大麻草の濃度が濃度基準を超えていたことが判明した場合どのように対応しなければなりませんか。
 - A 速やかに濃度基準を超えた大麻草を刈り取り、栽培を中止してくだ さい。

刈り取った大麻草の種子や枝葉を用いて、新たな栽培をすることは できませんが、刈り取った大麻草を製品にすることは可能です。

また、適切な加工許可申請がなされれば、加工を必要とする製品の製造も可能です。 【大麻草栽培規制法第12条の3第2項】

【持出し】

- Q24 大麻の持出し許可はどのようなときに必要になりますか。
 - A 大麻を栽培地以外の場所に移動させる場合に必要になります。 例えば、他の第一種大麻草採取栽培者等に譲り渡す場合などがあり

例えば、他の第一種人麻草採取栽培有等に譲り渡り場合などかあります。なお、免許取得時に栽培地の数を複数登録した場合において、その栽培地間で大麻を移動させる場合でも、持出し許可を受ける必要があります。

「大麻を業務上取り扱う事務所」が同じ栽培地内に存在していれば、 この場所への移動については持出し許可を受ける必要はありませんが、 栽培地外であれば許可を受ける必要があります。 なお、大麻草を栽培地から持ち出して他の第一種大麻草採取栽培者等に譲渡する場合は、大麻の持出し許可に加えて、麻向法第32条に基づく麻薬の譲受証・譲渡証の交換が必要となります。

【大麻草栽培規制法第11条】

- Q25 大麻の持出し許可は、大麻を栽培地外に持ち出す都度、得る必要がありますか。
 - A 原則、持出しの都度許可を得る必要がありますが、収穫時期など一定期間中に複数回の持出しが想定される場合は、一定期間(例えば1月単位)の持出し許可を事前に受けることが可能です。

この場合、持出し時期・量等に目処が立った段階で管轄する都道府県 薬務主管課までご相談ください。

【大麻草栽培規制法第11条】

【保管】

- Q26 第一種大麻草採取栽培者が採取した大麻は麻薬に当たるということですが、当該大麻の保管は麻向法の規定が適用されますか。
 - A 麻向法の規定は適用されません。第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければなりません。

【大麻草栽培規制法第12条の5】

【加工】

- Q27 大麻草の種子、成熟した茎以外の部位(葉、花、根など)を加工する ことができるのですか。
 - A できます。加工できる部位に制限はありません。
- Q28 第一種大麻草採取栽培者は法第2条第4項の規定により、大麻草から 製造される製品の原材料を採取する目的で大麻草の栽培ができるとさ れていますが、大麻草から製造される製品とは具体的にはどのようなも のがありますか。
 - A 飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料及 び燃料と定められています。

【大麻草栽培規制法施行規則第1条】

Q29 大麻草の加工許可はどのような場合に必要になりますか。

A 収穫した大麻草を原材料とした製品を製造する場合や、自らが製品の製造を行わず、他の第一種大麻草採取栽培者に譲渡するために大麻草を加工する場合も加工許可が必要になります。

加工許可が不要な場合については、Q30 からQ32 をご確認ください。

- Q30 大麻草を細断する行為も加工に該当するとのことですが、栽培している大麻草を収穫する際に大麻草を細断する行為も加工許可が必要になりますか。
 - A 必要ありません。

加工許可は収穫された大麻草を原材料とする製品を製造するために必要なものです。

- Q31 大麻草を乾燥させる行為も加工に該当するとのことですが、収穫した 大麻は自然に乾燥するため、そのような乾燥にも加工許可が必要です か。
 - A 必要ありません。

加工許可が必要な乾燥とは人為的に乾燥させる行為(湿度、空調等を管理した部屋で乾燥する等)を指します。

- Q32 大麻草の成熟した茎から精麻を生産するために大麻草を乾燥、細断する場合も加工許可が必要になりますか。
 - A 大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品 (繊維製品等) を製造する場合、加工許可は不要です。
 - 一方、例えば、大麻草の形状を有しない製品を製造する場合は加工許可が必要となります。

製造しようとする製品が大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有するか否かについては、以下の表を参考としてください。また、表に記載のないものについては、管轄する麻薬取締部へお問い合わせください。

【大麻草栽培規制法施行規則第7条】

表 種子及び成熟した茎の加工について

加工許可が不要な製品	加工許可が必要な製品
大麻草の種子又は成熟した茎の形状	大麻草の種子又は成熟した茎の形状
を有する製品	を有しない製品
(例)	(例)
・精麻	

- ・おがら
- ・飼料 (種子そのものを製品としたも $\mathcal{O})$
- ・七味唐辛子(種子が形状を残す程度 | スキンケア製品、化粧品) に粉砕されたものを含む食品)
- ・衣類、ファブリック製品
- 麻炭
- ・ヘンプクリート
- ・ヘンプペーパー

- ・ヘンププロテインパウダー (種子を パウダー状にした食品)
- ヘンプシードオイル(CBD製品、
- ・ヘンププラスチック
- ・ヘンプバイオディーゼル
- ※この表は当該製品の類型的な形状から分類したものです。実際の製品が大麻草の形 状を有しているか否かで加工許可が必要か否か判断されます。
 - Q33 大麻草を加工して、大麻草の形状を有する製品を製造することはでき ますか。
 - A できません。

加工により製造する製品は大麻、麻薬(大麻を除く。以下同じ。)ど ちらにも該当してはいけません。

- Q34-1 大麻草を加工して、 $\Delta 9-THC$ を含有する製品を製造することは できますか。
 - A 省令第1条で、麻薬に該当しないもの又は指定薬物を含有しないも のに限るとされています。

そのため、製品中の △9 - THC の含有量が、麻向法別表第一第 78 号 ロの政令で定める基準値(※以下参照)を超えるものであれば麻薬とな るため製品として製造することはできません。

【参考:麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指 定する政令第2条】

法別表第1第78号ロの政令で定める量は、次の各号に掲げる 物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- 1 油脂(常温において液体であるものに限る。)及び粉末 百 万分中十分の量
- 2 水溶液 一億分中十分の量
- 3 前二号に掲げる物以外のもの 百万分中一分の量
- Q34-2 大麻草から $\Delta 9-THC$ を抽出する行為も加工行為に該当します が、抽出過程で生じたΔ9-THC を用いて製品を製造することはできな

いということですか。

- A そのとおりです。
- Q35 第一種大麻草採取栽培者は大麻草から抽出した Δ 9 THC などの麻薬 を所持しても違法にはならないのですか。
 - A 麻向法第28条第1項第3号の規定により第一種大麻草採取栽培者は 大麻草の加工の過程で製造した麻薬を廃棄までの間所持することがで きます。
- Q36 個人で第一種大麻草採取栽培者免許を取得していますが、大麻草の加工は補助者を用いて行うことができますか。
 - A 補助者を用いて行うことができます。
- Q37 第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合、加工行為は誰が行う ことができますか。
 - A 第一種大麻草採取栽培者である法人又は団体との間に雇用関係又は 使用関係にある者であれば加工を行うことができます。
- Q38 例えば、加工期間を2月から7月までの6か月間と定めることはできますか。
 - A できません。法第12条の4第1項により加工期間は暦年の半期ごと (1月から6月まで及び7月から12月まで)と定められていますので、 ご質問の期間だと2月から6月までの期間、加工許可を取得し、7月から新たな加工許可を取得しなければなりません。
- Q39 加工許可申請を行いたいのですが、加工する大麻草は現在栽培中で、 加工に使用する量は見込み量としか算出できないのですが、見込みの段 階で申請できるのでしょうか。
 - A 見込みの量で申請してください。ただし、具体的な作業の見積もりに 基づいて見込みの量を決定してください。
- Q40 大麻草加工許可申請書の「品目」の欄は、どのように記載すればよいでしょうか。
 - A 省令第1条の大麻草から製造される製品のうち、具体的な品目を記載してください。

- Q41 大麻草加工許可申請書の「加工の方法及び加工の過程」はどのように 記載すればよいでしょうか。
 - A 申請書に記載した品目を製造するまでの全ての加工の過程を記載してください。

なお、最終製品が大麻、麻薬でないことの確認が求められる場合がありますので、大麻、麻薬ではないことを確認できる体制(検査体制、品質保証書の作成等)も加工の過程として確保してください。

- Q42 加工許可期間中だが加工を行っていない時期でも、加工設備は大麻草 の加工以外の用途に用いてはいけませんか。
 - A 大麻草の加工以外の用途に用いることは可能です。ただし、大麻草の加工を行った後に設備を掃除する等他の製品に大麻草等が混入しないようにしてください。
- Q43-1 大麻草を加工する施設内に保管庫を設置して、加工する大麻草を保管したいのですが、大麻草を加工する施設を「業務上大麻を取り扱う事務所」とみなしてよいですか。
 - A 差し支えありません。
- Q43-2 大麻草の加工の過程で抽出した麻薬はどのように保管しなければなりませんか。
 - A 業務上麻薬を取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に保管してください。

業務上麻薬を取り扱う事務所とは大麻草を加工する施設を指し、鍵をかけた堅固な設備とは重量金庫等の容易に持ち運びができない施錠ができる専用の設備を指します。

【大麻草栽培規制法第12条の5】

- Q44 第一種大麻草採取栽培者は所有する麻薬を加工施設から持ち出すことはできますか。
 - A 廃棄する場合以外は持ち出すことができません。 加工施設に重量金庫を設置して麻薬を保管し、廃棄する場合以外加 工施設から持ち出すことがないようにしてください。
- Q45 大麻草の加工の過程で抽出したものについて、分析をしておらず麻薬 かどうか判明していないものについても麻薬と同様の保管が求められ

ますか。

- A 麻薬が混入している疑いのある抽出物は麻薬として保管してください。
- Q46 「大麻草の加工の過程で製造された麻薬」に大麻は含まれますか。
 - A 含まれません。

「大麻草の加工の過程で製造された麻薬」とは、大麻草から抽出された大麻成分や大麻草の形状を有しない状態にまで加工されたものなど、「大麻」に該当しないもので麻薬成分を含むものを指します(Δ 9 - THC を含有する物については残留限度値を超えるもの)。

【種子の譲渡】

- Q47 発芽不能処理として、熱処理、燻蒸以外の方法は認められますか。
 - A 認められません。発芽不能処理の方法としては熱処理と燻蒸のみです。

【大麻草栽培規制法施行規則第10条の2】

- Q48 発芽不能未処理種子を大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第 二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)に譲渡する際に何か手続 きはありますか。
 - A 大麻の譲渡と異なり、譲渡の際に必要な手続きはありません。譲り渡した、譲り受けた際は帳簿に記録してください。
- Q49 同一人が複数の都道府県で第一種大麻草採取栽培者の免許を取得した場合、その複数の栽培地間での発芽不能未処理種子の譲渡譲受は何か手続きが必要ですか。
 - A 特に手続きは必要ありませんが、同一の者であっても免許が複数ある場合は、それぞれ別個の者とみなすため、帳簿の記載等適切に行ってください。

【大麻草栽培規制法第21条の3】

- Q50 第一種大麻草採取栽培者は、他の大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)との間でΔ9-THC 濃度が 0.3%を超える品種の発芽不能未処理種子を譲り渡し、譲り受けることができますか。
 - A できます。

第一種大麻草採取栽培者が譲り受ける、譲り渡すことのできる発芽 不能未処理種子に制限はありません。ただし、栽培に用いた場合は、法 第12条の3第1項違反に問われる可能性があります。

【種子の輸入】

- Q51 自らが栽培する目的で発芽不能未処理種子を輸入する場合、輸入する種子の品種の Δ 9 THC 濃度は0.3%以下である必要がありますか。
 - A 必要です。

なお、種子の輸入にかかる植物防疫法上の検疫等については最寄り の植物防疫所にお尋ねください。

- Q52 発芽不能未処理種子を輸入する場合に、自らが栽培するのではなく、他の大麻草栽培者へ譲渡することを輸入目的とすることはできますか。
 - A できます。

発芽不能未処理種子の輸入目的は自らが栽培するのみではなく、他の大麻草栽培者へ譲り渡す目的も認められます。

- Q53 Δ 9 THC の濃度が 0.3%を超える品種を輸入する場合、品種の証明書は添付する必要がありますか。
 - A 「大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書」に記載の品名を確認 するために必要になりますので、添付してください。
- Q54 法第 12 条の 8 第 1 項における「免許期間満了者等」は、その事由 の生じた日から 50 日以内に、その所有し、又は管理する発芽不能未 処理種子を熱処理又は燻蒸することで、発芽不能な状態とすれば、大 麻草栽培者以外の者に譲り渡すことできますか。
 - A できません。

第12条の8第2項において、免許期間満了者等は、その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡し、又は、廃棄しなければならないと規定されているため、たとえ、50日以内に熱処理又は燻蒸により当該種子を発芽しない状態にした場合でも、大麻草栽培者以外の者に譲り渡すことはできません。

- Q55 発芽不能未処理種子を輸出することはできますか。
 - A 発芽不能未処理種子の輸出について大麻草栽培規制法上の規制はあ

りません。

- Q56 輸入に関連して、第一種大麻草採取栽培者は大麻草の苗木を輸入することができますか。
 - A できません。

大麻草の苗木は麻薬です。したがって、麻薬輸入業者でなければ輸入 することはできません。

【濃度検査】

- Q57 栽培に使用したい大麻草の種子が濃度基準を満たしているかどうか、検査したいのですが、国や都道府県で検査してくれますか。
 - A 栽培に使用したい種子の証明書等がない場合は促成栽培のうえ、検 査してください。検査機関については、栽培者自身で依頼してください。

【譲渡し】

- Q58 第一種大麻草採取栽培者は、どのような相手方に、収穫した大麻を 譲り渡すことができますか。
 - A 第一種大麻草採取栽培者は、他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者や麻薬研究施設の設置者に、大麻を譲り渡すことができます。相手方が、別の都道府県において免許の交付を受けた第一種大麻草採取栽培者等であっても、譲り渡すことができます。
 - 一方で、第一種大麻草採取栽培者は、大麻を医薬品の原料の採取を目的とする第二種大麻草採取栽培者に対して譲り渡すことも、同者から譲り受けることもできません。

【麻向法第24条第1項第4号】

- Q59 譲渡証と譲受証は、メールで交付し、電子媒体で保管してもよいで すか。
 - A 麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構いませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管してください。

【麻向法第32条第2項】

【廃棄】

Q60 法第 12 条の 8 第 1 項における「免許期間満了者等」が、これらの

事由の生じた日から 50 日以内に所有する大麻を廃棄する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 免許期間満了者等は第一種大麻草採取栽培者ではないため、麻向法 第29条に基づき、麻向法施行規則第10条に規定する別記第11号様式 の麻薬廃棄届を当該大麻の所在場所を管轄する都道府県知事に提出し た上、都道府県職員の立会いの下、所有する大麻を廃棄してください。

【大麻草栽培規制法第12条の8第1項】

【麻向法第29条】

- Q61 法第 12 条の 8 第 1 項における「免許期間満了者等」が、これらの 事由の生じた日に所有する麻薬(大麻以外の Δ 9 - THC 等)はどのように取り扱う必要がありますか。
 - A 免許の失効後 50 日以内に麻向法第 29 条の手続きに従って麻薬を廃棄してください。

なお、免許期間満了者等は所有する大麻又は発芽不能未処理種子を 譲り渡すことができますが、加工の過程で製造した麻薬(大麻以外の Δ9-THC等)を譲り渡すことはできません。

第一種大麻草採取栽培者の相続人、相続財産管理人等は、第一種大麻草採取栽培者が加工の過程で製造した麻薬を発見した場合は、ただちに都道府県薬務主管課に連絡してください。

- Q62 大麻の廃棄の際、一般廃棄物収集運搬業許可業者に、委託し処理場 まで運搬してもらうことは可能でしょうか。
 - A 問題ありません。ただし、栽培地外での廃棄は、あらかじめ廃棄届を 提出した上で、都道府県の職員の立会いが必要になりますのでご注意 下さい。廃棄後、都道府県の職員が立ち会った旨、帳簿に記載してくだ さい。なお、廃棄届の様式は都道府県によって異なっている場合があり ますので詳細は都道府県薬務主管課にお尋ねください。

【大麻草栽培規制法第12条第2項】

- Q63 栽培地内で大麻を廃棄する時、立会人は必要ですか。
 - A 大麻の不正流通防止の観点から、原則として立会人を確保の上、廃棄して下さい。この場合、帳簿に立会人の署名(又は記名押印)を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第12条第1項】

- Q64 加工の過程により製造された麻薬の廃棄はどのように行えばよいでしょうか。
 - A 麻向法第29条に従って廃棄してください。

【帳簿】

- Q65 「帳簿」は、市販のソフトウェアを利用してコンピュータ上で管理 してもよいですか。
 - A 構いません。

【大麻草栽培規制法第10条第1項】

- Q66 コンピュータを用いて作成した帳簿の訂正はどのようにすればよいですか。
 - A 訂正方法については問いませんが、訂正したことが記録として残るよう、備考欄に訂正内容を記載してください。

【大麻草栽培規制法第10条第1項】

- Q67 大麻等の帳簿や麻薬譲渡証、譲受証は2年間の保存義務が課せられていますが、業務廃止をすれば、その義務がなくなるのですか。
 - A 業務廃止をしてからも2年間は保存義務が課せられていますので、 大切に保管してください。

【大麻草栽培規制法第10条第2項】【麻向法第32条第3項】

- Q68 帳簿は大麻、発芽不能未処理種子、麻薬ごとに分ける必要がありま すか。
 - A まとめての記載、分けての記載どちらでも構いません。 ただし、立入検査の際などに説明を求められた場合に説明できるように整理しておいてください。

【事故】

- Q69 大麻等の事故とは、どのようなことをいうのですか。
 - A 大麻等の事故とは、大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬が適法な使用、廃棄等を原因とせず、大麻等が有るべきところからなくなることをいいます。例えば、大麻草を加工する際に葉や花穂の部分を紛失した、栽培中の大麻草が盗難された等があります。

【大麻草栽培規制法第 12 条の 2 第 1 項】

- Q70 法第 12 条の 2 第 1 項では、所有している大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに都道府県知事に届け出なければならないとされているが、警察に通報しても当該届出が必要ですか。
 - A 栽培地を管轄する都道府県知事に届け出ることは法定事項ですので、 警察に通報したとしても必ず届け出てください。

【大麻草栽培規制法第12条の2第1項】

医薬監麻発 0114 第 8 号 令 和 7 年 1 月 14 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課長 (公印省略)

大麻草の加工許可申請の審査基準について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の一部が令和7年3月1日に施行されることによる、大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第12条の4(第17条第1項の規定において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定における、第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工許可申請における審査基準について、各地方厚生(支)局長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、内容を御了知の上、適宜、各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)と連携して、関係者の指導をお願いします。

医 薬 発 0114 第 1 号 令 和 7 年 1 月 14 日

各地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省医薬局長(公印省略)

大麻草の加工許可申請の審査基準について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の一部が令和7年3月1日に施行されることにより、大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下「法」という。)第12条の4(第17条第1項の規定において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定において、第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工をしようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととされた。

このうち、関係省令の規定により、法第12条の4の規定による許可に係る厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任され、当該許可に係る申請書が地方厚生局長に提出されることとなるところ、許可に係る審査業務その他法の運用について公平を期すとともに円滑な運営を図るため、下記のとおり審査基準を定めたので、格別の御配意を願いたい。

記

第1 審查基準

- 1 構造設備
 - ア 大麻草の専用の加工施設であること。

【考え方】

所有する大麻草の滅失等の事故を防止するため、大麻草を加工する 期間においては、大麻草の加工以外の用途に加工施設を用いないこと。 人が常時出入りする出入口が特定されており、あらかじめ許可された

者以外は出入りできないような構造を有すること。

【考え方】

抽出等の加工により麻薬を分離し、又は保管する可能性があることから、外部からの侵入により麻薬等が盗難されることを防止する必要がある。具体的には、下記のような盗難防止のための対策を組み合わせること等が考えられる。

① ガラス窓等を設置する場合は、警報装置、鉄格子、フェンスの設置等の侵入防止を講ずること。

- ② 大麻を加工する施設の出入口に施錠ができるなど、作業者以外の者が容易に出入りすることができないような構造・設備を有すること。
- ウ 大麻草から麻薬成分を分離できる設備を有していること。また、麻薬を 保管する事務所内の鍵がかかる堅固な設備を有していること。

【考え方】

大麻草から成分を抽出する場合には、麻薬成分が非麻薬成分に混入したり、不正に流通したりするおそれがあることから、麻薬成分を分離するとともに、非麻薬成分と分別して管理する必要がある。

2 業務管理

ア 許可された者のみが出入りできるよう、加工する施設の出入りに係る 手順書を設け、手順書に従い出入りを記録すること。

【考え方】

申請者が、あらかじめ出入りに係る手順書を定めることにより、滅失等の事故防止及び事故等が生じた場合の原因究明を適切に実施できるようにしておく必要がある。

イ 業務を適正に遂行できる能力を有する人員を配置していること。

【考え方】

麻薬を取り扱うことから、大麻草から麻薬成分と非麻薬成分を適正 に分離し加工する技能を有する者自らが加工するか、責任者として監 督する必要がある。

ウ 加工に従事する者を定めること。法人又は団体において複数人で組織 的に加工する場合は業務責任者を定めること(加工の過程で部門ごとに 従事者を置く場合は、当該部門ごとに責任者を定めること)。

【考え方】

滅失等の事故防止の観点から、組織内の役割分担、責任の所在を明確にする必要がある。

エ 加工過程における従事者間の大麻、麻薬等の受渡しは、双方で立ち合いのもと行うこと。また、大麻、麻薬等の受渡しの都度、大麻、麻薬等の品名、数量の確認及び記録が行われること。

【考え方】

滅失等の事故防止の観点から、従事者間の受渡し時の確認及び記録の体制が必要である。

オ 加工後の製品が麻薬、指定薬物ではないことを検査する手段を確保していること。

【考え方】

加工後の製品に含まれる $\Delta 9$ - THC が残留限度値以下であることを確認する手段をあらかじめ確保することにより、麻薬に該当するものが市中に流出することを未然に防ぐ必要がある。

カ 加工した製品が市中に流通した後に麻薬に該当する疑いが生じた場合 の対応の手順書を定めていること。

【考え方】

保健衛生上の危害防止のために、速やかな行政への報告、麻薬の疑いのある製品群の特定等の措置が求められることから、事前に対処の手順を定めておく必要がある。

第2 その他

上記の審査基準に基づいて、加工許可をするに当たっては、以下のようなことを考慮することが考えられる。

ア 大麻草の加工に当たって、施設内の十分な換気の実施等により、従事者 の安全が確保されていること。

イ 加工施設における排気設備へのフィルターの設置等により、周辺環境 に十分配慮していると認められるものであること。

以上

事 務 連 絡 令和7年1月24日

各都道府県薬務衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬局 監視指導·麻薬対策課

「大麻取扱いの手引き(第一種大麻草採取栽培者向け)」 の改訂について(訂正)

先般、「第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」(令和7年1月14日付け医薬監麻発0114第6号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)を発出したところですが、当該通知の別添2「大麻取扱いの手引き(第一種大麻草採取栽培者向け)」の別記様式6について、別紙のとおり訂正いたしますので、関係者への周知方御配慮をお願いいたします。

なお、訂正箇所については、下記のとおりです。

記

訂正箇所	誤	正
別添 2	譲渡 <u>者</u>	譲渡 <u>人</u>
	譲受者	譲受 <u>人</u>
別記様式 6	麻薬研究施設の開設者	麻薬研究施設の <u>設置</u> 者

以上

別記様式6

大麻等譲渡届

年 月 日

都道府県知事 殿

住所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地) 続柄

氏名 (法人又は団体にあっては、その名称)

大麻等を譲渡したので次のとおり届け出ます。

	失 効 前 の タ	色 許 証	0)	番	号		第	号	÷
譲	大麻等を業務上取り	所在地							
渡	扱っていた場所	名称							
人	日川美衣本	住所							
	届出義務者	氏名							
譲	渡 年 月	日							
譲渡		品名						数量	
した大麻等									
	免 許 の	種 類				免評	許証の番号	第	号
譲	麻薬研究施設又は大	所在地							
受	麻等の所在場所	名称							
人	麻薬研究施設の設置	住所							
	者又は大麻草栽培者	氏名							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡した際又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。